

2015

しんしろの福祉

平成27年度版

新城市 市民福祉部・健康医療部

目 次

高齢者の福祉.....	1
1 高齢者の状況.....	1
2 在宅福祉事業.....	1
3 地域活動への参加促進.....	3
4 老人ホームへの入所（養護老人ホーム入所措置事業）.....	4
5 救急医療情報キット.....	4
障害者の福祉.....	5
1 障害者手帳の交付.....	5
2 障害福祉サービス.....	6
3 障害児福祉サービス.....	9
4 地域生活支援事業.....	10
5 自立支援医療.....	13
6 補装具.....	13
7 特別障害者手当等.....	14
8 在宅重度障害者手当.....	14
9 新城市障害者手当.....	15
10 障害者福祉タクシー料金助成事業.....	15
11 税の減免等.....	15
生活保護.....	16
1 保護の実施.....	16
2 被保護世帯数及び人員等の推移.....	16
3 被保護世帯の類型別.....	16
4 保護の種類と種類別保護の状況.....	16
臨時福祉給付金.....	16
生活困窮者自立支援事業.....	17
地域の福祉.....	18
1 民生委員・児童委員.....	18
2 災害援助.....	19
3 行旅病人及び行旅死亡人.....	19
4 旧軍人・軍属とその遺族.....	19
5 社会を明るくする運動.....	19
6 日本赤十字社.....	20
7 献血推進.....	20
8 新城保護区保護司会、新城更生保護女性会.....	20
児童の福祉.....	21
1 こども園.....	21
2 児童発達支援施設「おおぞら園」.....	22
3 地域子育て支援センター.....	23

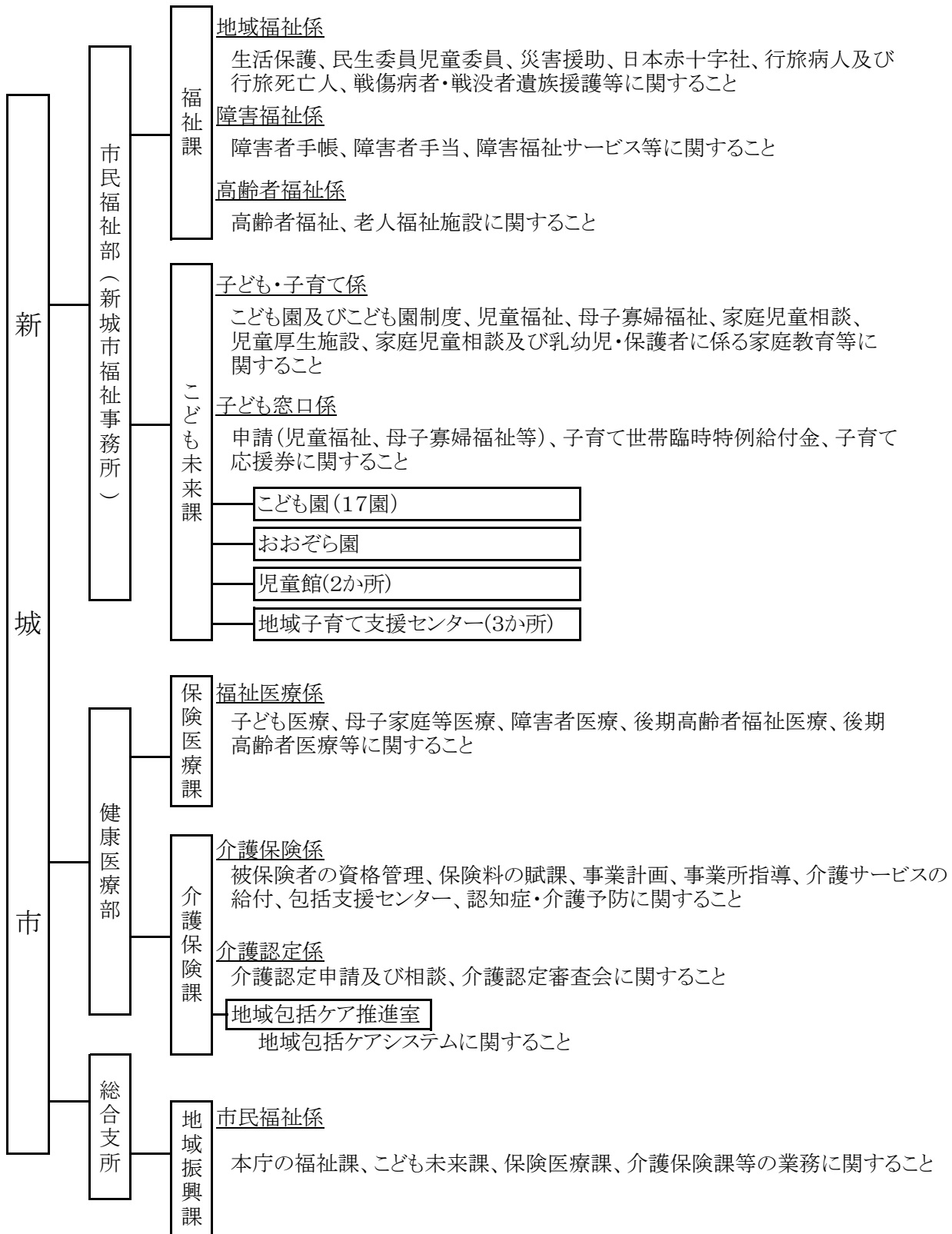
4	児童館.....	24
5	放課後児童クラブ.....	24
6	児童遊園.....	25
7	その他の子育てサービス.....	25
8	家庭児童相談.....	26
9	各種手当.....	27
10	新城市子ども・子育て会議.....	29
11	新城市要保護児童対策地域協議会.....	29
	母子の福祉	30
1	ひとり親家庭等の状況.....	30
2	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付.....	30
3	母子生活支援施設への入所.....	30
4	母子・父子自立支援員.....	30
	福祉医療費助成事業・福祉給付金支給事業	31
	介護保険	32
1	介護保険の概要.....	32
2	介護保険の法定介護サービスの種類.....	32
3	介護サービスを利用できる方.....	34
4	要介護認定と介護サービス利用.....	35
5	サービス利用者負担金等の減額.....	37
6	地域支援事業.....	38
7	在宅福祉事業.....	39
8	高齢者ふれあい相談センター.....	40
9	保 險 料.....	41
	社会福祉法人新城市社会福祉協議会	45
1	社会福祉振興事業.....	45
2	援護事業.....	45
3	児童福祉事業.....	45
4	老人福祉事業.....	45
5	母子・父子福祉事業.....	45
6	障害児者福祉事業.....	45
7	歳末たすけあい事業.....	46
8	福祉団体育成事業.....	46
9	相談事業.....	46
10	共同募金運動の推進.....	46
11	社会福祉協議会会員の募集.....	46
12	ボランティアセンター活動事業.....	47
13	地域福祉活動推進事業.....	47
14	ひとり暮らし高齢者安否確認事業.....	48
15	資金の貸付事業.....	48

16	居宅介護等事業.....	49
17	相談支援事業.....	49
18	移動支援事業.....	49
19	老人デイサービスセンター事業.....	50
20	老人介護支援センター事業.....	50
21	老人短期入所事業.....	50
22	日常生活自立支援事業.....	51
23	成年後見支援センター事業.....	51
24	新城市くらし・しごとサポートセンター.....	51
25	地域包括支援センター事業.....	52

手 当 等 一 覧 表

区 分	手 当 等	ページ
身体障害児・者 知的障害児・者	特別障害者手当	14
	障害児福祉手当	14
	経過的福祉手当	14
	愛知県特別障害者手当	14
	愛知県障害児福祉手当及び経過的福祉手当	14
	在宅重度障害者手当	14
	新城市障害者手当	15
低所得者	臨時福祉給付金	16
児 童	児童手当	27
	児童扶養手当	27
	愛知県遺児手当	27
	新城市遺児手当	28
	特別児童扶養手当	28
	子育て世帯臨時特例給付金	28
	子育て応援券	29

福 祉 行 政 の 組 織



社会福祉協議会

高 齢 者 の 福 祉

1 高齢者の状況

(1) 高齢者〔65歳以上〕人口 (各年4月1日現在)

年	総人口	65歳以上人口	比率
平成25年	50,124人	14,653人	29.2%
平成26年	49,475人	15,072人	30.5%
平成27年	48,951人	15,423人	31.5%

(2) ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯

①〔65歳以上〕市内施設の入所者除く (各年4月1日現在)

年	ひとり暮らし高齢者	高齢者のみの世帯(うち夫婦のみ)
平成25年	1,733人	2,096世帯(2,008世帯)
平成26年	1,809人	2,231世帯(1,984世帯)
平成27年	1,968人	2,308世帯(2,095世帯)

②〔75歳以上〕市内施設の入所者除く (各年4月1日現在)

年	ひとり暮らし高齢者	高齢者のみの世帯(うち夫婦のみ)
平成25年	1,130人	749世帯(741世帯)
平成26年	1,137人	764世帯(743世帯)
平成27年	1,154人	772世帯(751世帯)

2 在宅福祉事業

(1) 寝具乾燥サービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、高齢、心身の障害などの理由で寝具類の衛生管理が困難な方のために、寝具をお預かりして丸洗いかから乾燥、消毒まで行います。実施は年2回、費用は無料です。

○利用状況

年度	延利用者数	利用枚数
平成24年度	238人	657枚
平成25年度	254人	736枚
平成26年度	243人	652枚

(2) 緊急通報システム設置事業

ひとり暮らし、高齢者世帯等の急病や事故等の緊急事態に対処するため緊急通報機器を貸与します。緊急ボタンを押すと、通報センターに通報されます。緊急時に駆けつけてくれる協力員が必要となります。

○利用状況

年度	月平均利用者数	通報総件数
平成24年度	317人	9,258件
平成25年度	343人	9,850件
平成26年度	357人	11,001件

(3) 日常生活用具の給付事業

防火の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者等に電磁調理器、自動消火器、火災報知器を給付します。市民税非課税世帯が対象で、費用は無料です。

○利用状況

年 度	給付者数	電磁調理器	火災報知器	自動消火器
平成 24 年度	14 人	3 台	11 台	3 台
平成 25 年度	13 人	4 台	10 台	2 台
平成 26 年度	5 人	1 台	5 台	6 台

(4) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対して生活援助員を派遣して生活指導、相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供します。

○対象住宅 県営弁天住宅 12 戸

(5) 高齢者福祉タクシー料金助成事業

高齢者の外出を支援するため、タクシー料金の一部を助成します。

- ① 対象者 ・満 80 歳以上のひとり暮らしの方
・満 70 歳以上の世帯員のみの方の家庭の満 80 歳以上の方
(ただし、高齢者外出支援サービスや障害者福祉タクシーチケットを受けている方及び世帯に自家用車のある方は、対象外となります。)

- ② 助成額 年間 24 回分で 1 回の助成額は 700 円です。

○利用状況

年 度	給付者数	延利用件数
平成 24 年度	311 人	3,699 件
平成 25 年度	321 人	3,883 件
平成 26 年度	357 人	4,231 件

(6) 外出支援サービス事業

自力で歩行することや公共交通機関を利用することが困難な高齢者や身体障害者が、医療機関等へストレッチャーや車椅子で乗降可能なタクシー(介護タクシー)を利用して外出する場合に料金の一部を援助します。

- ① 対象者 ・要介護 4 または 5 の方またはそれに準ずる方
・身体障害者手帳の体幹または下肢の 1 級、2 級の方
(ただし、世帯に車椅子対応の車両がある方及び自動車税、軽自動車税の減免を受けている方などは対象外となります。)

- ② 助成額 年間 24 回分で 1 回の助成額は 1,250 円です。

○過去3年間の利用状況

年 度	給付者数	延利用件数
平成 24 年度	42 人	315 件
平成 25 年度	38 人	308 件
平成 26 年度	40 人	295 件

(7) 配食サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者などに対して食生活の改善と健康保持及び安否確認を行うために実施します。

配達は週3回（火・木・金）の昼食または夕食となります。1食につき308円の自己負担が必要です。

○過去3年間の利用状況

年 度	月平均利用者数	年間延食数
平成 24 年度	241 人	27,947 食
平成 25 年度	243 人	29,445 食
平成 26 年度	227 人	27,323 食

3 地域活動への参加促進

老人福祉センター等の既存施設を有効に活用し、高齢者の生きがいをづくりや健康増進活動の促進を図ります。

(1) 老人福祉センター

老人クラブの活動拠点や趣味クラブの活動場所としても利用されています。

○過去3年間の利用状況

年 度	延利用者数
平成 24 年度	9,073 人
平成 25 年度	8,363 人
平成 26 年度	8,614 人

(2) シルバー人材センター

65歳以上の方を対象に定年退職後の就業機会を提供するとともに、様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現を目指します。

○過去3年間の登録状況 (各年4月1日現在)

年	会員数	入会率	60歳以上人口
平成 25 年	600 人	3.2%	19,030 人
平成 26 年	599 人	3.1%	19,256 人
平成 27 年	581 人	3.0%	19,297 人

(3) 虹の郷居住提供事業

高齢などのため、独立して生活することに不安のある方に対して一定期間居住の場を提供します。

○定員 10名(7室)

○過去3年間の利用状況

年度	年間利用実人数	年間延利用人数	年度末在所要者数
平成24年度	8人	1,194人	6人
平成25年度	11人	1,036人	4人
平成26年度	6人	893人	4人

(4) 老人クラブの活動

老人クラブでは、老後の生活を明るく豊かなものにするため、趣味活動、スポーツ大会、社会奉仕活動、高齢者大学開講など活発な活動を行っています。

○老人クラブの状況 (各年度4月1日現在)

年度	クラブ数	会員数
平成25年度	56クラブ	3,018人
平成26年度	50クラブ	2,631人
平成27年度	43クラブ	2,201人

4 老人ホームへの入所(養護老人ホーム入所措置事業)

○入所要件

65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により家庭で養護を受けることが困難な方。入所者本人並びに扶養義務者の所得に応じて一部負担金が必要となります。

○入所の状況(本市措置者) (各年4月1日現在)

年	寿楽荘(新城市)	宝泉寮(設楽町)
平成25年	16人	2人
平成26年	22人	2人
平成27年	17人	5人

5 救急医療情報キット

ご自身の緊急時連絡先や病名・かかりつけ医などを記入した「救急医療情報用紙」、医療保険証のコピー等を専用の筒型容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、急変や災害など万一の際に備えるものです。

キットを受け取るには、申し込みが必要です。申請書を受付後、一世帯に1セット配布します。(無償)

※各高齢者ふれあい相談センター、地区民生委員も申請を代行しています。

○配布状況(平成27年4月1日現在)

配布数(累計)	2,319世帯
---------	---------



障 害 者 の 福 祉

1 障害者手帳の交付

(1) 身体障害者手帳

① 対象となる方

目、耳、口、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、肝臓などに一定以上の永続する障害のある方で、障害の程度により1級から6級までの等級区分のいずれかに該当する方。

② 手続きに必要なもの ※用紙は市役所にあります。

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・指定医の診断書
- ・顔写真（縦4cm×横3cm）1枚 1年以内に写したもの

③ 身体障害者手帳交付状況

（平成27年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視 覚	34人	27人	9人	5人	5人	11人	91人
聴覚・平衡機能	—	43人	24人	33人	—	46人	146人
音声・言語 そしゃく機能	—	—	9人	6人	—	—	15人
肢体不自由	89人	204人	213人	388人	117人	35人	1,046人
内 部 障 害	390人	1人	157人	137人	—	—	685人
計	513人	275人	412人	569人	122人	92人	1,983人

(2) 療育手帳

① 対象となる方

概ね18歳以前に持続すると思われる知的障害(知能指数75以下)が認められた方

② 新規の手続きに必要なもの ※用紙は市役所にあります。

- ・療育手帳交付申請書
- ・療育手帳判定用調査表
- ・顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
- ・在学中の成績証明書等（18歳以上の方のみ必要）

③ 再判定の手続きに必要なもの ※用紙は市役所にあります。

- ・療育手帳再判定申請書
- ・療育手帳調査表[再判定用]
- ・顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚

④ 療育手帳の交付状況

（平成27年4月1日現在）

重度(IQ35以下)	中度(IQ36～50)	軽度(IQ51～75)	計
139人	117人	95人	351人

(3) 精神障害者保健福祉手帳

① 対象となる方

精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方（知的障害を除く精神患者のすべて）

② 手続きに必要なもの ※用紙は市役所にあります。

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
- ・医師の診断書または、障害年金証書の写し

③ 交付状況

（平成27年4月1日現在）

1級	2級	3級	計
28人	214人	46人	288人

2 障害福祉サービス

平成 25 年 4 月より「障害者総合支援法」が施行され、障害者の定義に難病等が追加されました。障害福祉サービスは、障害の程度や心身の状態などに応じて受けられる全国一律のサービスです。

(1) 障害福祉サービスの利用申請等

市では、利用希望者から申請を受け付けた後、利用者に必要とされる支援の度合いを審査会等を通して総合的に判定し、支給の決定を行います。

- ① 利用申請書の受理。
- ② 調査員による 80 項目のアセスメント調査を実施。
- ③ 同時に、利用者より意向調査を実施。
- ④ コンピューターによる一次判定、審査会による二次判定を経て障害支援区分を決定。
- ⑤ 支給決定を行い、利用者に対し障害福祉サービス受給者証を交付。

(2) 障害福祉サービスの利用

障害福祉サービスを利用する場合、サービス利用計画に基づいて指定サービス事業者と契約を締結し、サービスの提供を受けます。

(3) 障害福祉サービスの種類と内容

介 護 給 付	居 宅 介 護	ヘルパーの派遣により自宅での入浴、排泄、食事の介助等を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
	行 動 援 護	知的や精神の障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動をするとき必要な介助や外出時の移動支援を行います。
	療 養 介 護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	短 期 入 所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間施設へ入所ができます。
	重度障害者等 包 括 支 援	介護が必要と認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	施設入所支援	施設入所者に対して入浴や排泄、食事などの介護を行います。
訓 練 等 給 付	自 立 訓 練	自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(生活訓練・機能訓練)
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。 (A 型=雇用型・B 型=非雇用型)
	共同生活介護 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や生活上の援助を行います。
	宿 泊 型 自 立 訓 練	居室その他の設備を利用させるとともに家事等の日常生活能力を向上させるため支援・生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

相談支援給付	地域移行支援	障害者施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者などに、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者について常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
	計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した障害者（児）についてサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

(4) 障害福祉サービスの利用者負担金

障害福祉サービスの利用者負担は定率で、原則1割負担となっています。
 なお、利用者の負担軽減を図るのため、所得に応じた負担上限額があります。

区分	世帯の収入状況		負担上限額(月額)
生活保護・低所得	生活保護受給世帯・市民税非課税世帯		0円
一般 1	市民税課税世帯	※居宅の障害児	4,600円
		※居宅の障害者 ※施設入所の障害児	9,300円
一般 2	上記以外の市民税課税世帯		37,200円

※詳細は福祉課で、ご確認ください。利用するサービスに応じて負担上限額の軽減策が講じられますので、利用されるときには必ずご確認ください。

(5) 障害福祉サービスの利用実績

(平成26年度実績)

事業種別		延利用人数	利用日数等
介護給付	居宅介護	1,241人	14,489時間
	重度訪問介護	—	—
	行動援護	54人	411.5時間
	療養介護	77人	2,235日
	生活介護	1,113人	22,095日
	短期入所	328人	2,190日
	重度障害者等包括支援	—	—
	共同生活介護	34人	988日
	施設入所支援	646人	19,272日
訓練等給付	自立訓練	8人	163日
	就労移行支援	185人	3,295日
	就労継続支援A	269人	5,719日
	就労継続支援B	681人	12,058日
	共同生活援助	515人	14,632日
	宿泊型自立訓練	34人	1,023日
相談支援給付	地域移行支援	—	
	地域定着支援	36人	
	計画相談支援	1,049人	

(6) 市内の障害福祉サービス事業所

① 介護訓練等給付

ア 生活介護

事業所名	内 容	定員
西部福祉会館	教室活動等	20名
レインボーはうす	下請け簡易作業・農耕作業・療育的活動	24名
オレンジプラザ	下請け簡易作業	
グリーンファーム	下請け簡易作業・農耕作業・観葉植物の販売等	

イ 就労移行支援

事業所名	内 容	定員
レインボーはうす	弁当製造販売・移動販売	6名
もくせいの家ほうらい	各種部品の組み立て	6名

ウ 就労継続支援A型

事業所名	内 容	定員
マナハウス	スーパー等バックヤード作業 (商品の袋詰め、パック作業等)	20名

エ 就労継続支援B型

事業所名	内 容	定員
レインボーのお菓子屋さん	焼き菓子、洋菓子の製造販売・施設外就労・自主製品販売	10名
もくせいの家ほうらい	靴下の仕上げ加工と販売・しいたけ栽培・農作業	14名
やすらぎの家	タオルたたみ・自動車部品の組み立て・メール便宅配等	14名
シャローム	カフェ業務・ハーブのパック詰め等	20名

オ 自立訓練(生活訓練)

事業所名	内 容	定員
やまなみハウス	日常生活に必要な訓練(会話・買い物・作業等)	6名

○ 各事業所の連絡先

法人名	☎	事業所名	所在地
社会福祉法人 新城福祉会	0536- 24-1313	西部福祉会館	新城市野田字上市場 26 番地 2
		レインボーはうす	新城市矢部字本並 48 番地
		レインボーの お菓子屋さん	新城市字町並 109 番地 オレンジプラザ 1 階
		オレンジプラザ	〃 2 階
		グリーンファーム	新城市平井字野地 22 番地・23 番地 1
特定非営利法人 もくせいの家	0536- 32-3930	もくせいの家 ほうらい	新城市長篠字丸井 5 番地 2
有限会社グレース マナハウス	0536- 23-8141	マナハウス	新城市富永字郷中 53 番地
社会福祉法人 やまなみ会	0536- 23-0087	やすらぎの家 やまなみハウス	新城市字下川 23 番地
株式会社 プレイズ出版	0536- 25-7030	シャローム	新城市平井字中田 1 番地 2

② グループホーム

ア 社会福祉法人 新城福祉会 ☎0536-24-1313 FAX 0536-24-1555

ホーム名		定員
サポートホームしんしろ	平井ホーム (平井)	4名
	石田ホーム (石田)	6名
	市場台ホーム (市場台)	4名
	第2城北ホーム (城北)	2名
サポートホーム第2しんしろ	万福ホーム (石田)	7名
	八幡ホーム (石田)	4名
サポートホームほうらい	長篠ホーム (長篠)	4名
	矢部ホーム (矢部)	4名

イ 有限会社 グレース ☎0536-23-8141

ホーム名		定員
マナホーム (富永)		6名
マナホーム2 (富永)		5名

③ 居宅介護

事業所名	☎	所在地
レインボーはうす	0536-24-1313	新城市矢部字本並 48 番地
しんしろ福祉会館	0536-23-5618	新城市字東沖野 20 番地 12
みかわ市民生協 コープ あいち福祉サービス・新城	0536-24-1811	新城市字西新町 12 番地 1
瑞穂ケア・サービス	0536-23-8138	新城市字東沖野 37 番地 4
虹の郷	0536-38-1481	新城市作手高里字縄手上 22 番地
ヘルパーステーション幸	0536-22-3365	新城市杉山字野中 52 番地 14

④ 行動援護事業所

事業所名	☎	所在地
レインボーはうす	0536-24-1313	新城市矢部字本並 48 番地

⑤ 短期入所

事業所名	☎
矢部ホーム (矢部)	0536-24-1313

3 障害児福祉サービス

児童福祉法に基づき年齢や障害特性に応じた専門的な支援として、児童発達支援、放課後等デイサービスが設けられています。

(1) 障害児福祉サービスの種類と内容

児童通所給付	児童発達支援	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けられます。
	放課後等デイサービス	
障害児計画相談支援		7 ページ (計画相談支援) 参照

(2) 障害児福祉サービスの利用実績 (平成26年度実績)

事業種別		延利用人数	利用日数等
児童通所給付	児童発達支援	167人	2,357日
	放課後等デイサービス	248人	1,194日
障害児計画相談支援		78人	

(3) 児童福祉法サービス事業所

○特定非営利活動法人 ママサポート 子いづみや

事業種名	☎	所在地
児童デイサービスおひさま	0536-23-8510	新城市片山 361 番地 7

○株式会社 ななつ星

事業種名	☎	所在地
放課後等デイサービス ななつぼし しんしろ	0536-25-7979	新城市字町並 330 番地

4 地域生活支援事業

障害者総合支援法では、地域の実情に応じて柔軟に実施することが望ましい事業を地域生活支援事業として位置づけており、市では次の事業を実施しています。

(1) 相談支援

障害者等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のために必要な援助等を行います。

- ① 新城市社会福祉協議会相談支援事業所
- ② 新城市障害者相談支援事業所 レインボーはうす
- ③ やまなみ会相談支援事業所
- ④ もくせいの家ほうらい相談支援事業所

(2) 意思疎通支援

聴覚・言語・音声機能などの障害のため意思疎通に支障のある障害者に手話通訳者等を利用者負担なしで派遣をする事業です。

(3) 日常生活用具給付

在宅の障害者に日常生活を円滑に送るための用具の給付をします。

①日常生活用具の種類

障害部位	品目
下肢・体幹障害	便器、特殊マット、訓練用ベッド、特殊寝台、火災警報器、自動消火器、特殊尿器、入浴補助用具、体位変換器、移動支援用具、移動用リフト、住宅改修費、その他
肢体・言語障害	火災警報器、自動消火器、携帯用会話補助装置、その他
上肢障害	特殊便器、火災警報器、自動消火器、その他
視覚障害	ポータブルレコーダー、点字タイプライター、時計、電磁調理器、火災警報器、自動消火器、音声式体温計、音声体重計、点字図書、拡大読書器、点字ディスプレイ、活字文書読上げ装置、その他
聴覚障害	屋内信号装置、火災警報器、情報受信装置・通信装置、自動消火器、その他
腎臓障害	透析液加温器
呼吸器障害	酸素ボンベ運搬車、ネプライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター
膀胱・直腸障害	尿管器、ストマ用装具、紙おむつ

②費用負担 障害福祉サービスとは別に、定率で原則1割負担となります。なお、利用者の負担軽減を図るため所得に応じた負担上限額が設定されています。

(4) 移動支援

屋外での移動に困難がある障害者が社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加する場合、ヘルパーが外出支援を行います。

① 移動支援事業利用実績 (平成26年度実績)

種別	利用実人員	利用延べ時間
身体障害者	12人	727.5時間
知的障害者	34人	2,124.5時間
精神障害者	9人	628.0時間
障害児	20人	1,898.0時間

② 移動支援指定事業所一覧

事業所名	所在地	☎
しんしろ福祉会館訪問介護事業所	新城市字東沖野 20 番地 12	0536-23-5618
虹の郷訪問介護事業所	新城市作手高里字縄手上 22 番地	0536-38-1481
居宅介護事業所レインボーはうす	新城市矢部字本並 48 番地	0536-24-1313
コープあいち福祉サービス新城	新城市字西新町 12 番地 1	0536-24-1811
コープあいち福祉サービス豊川	豊川市西塚町 2 丁目 5 番地	0533-85-4686
居宅介護エコハウス	豊川市大木町石道 78 番地 1	0533-93-7331
みその訪問介護サービス	豊川市金沢町稲場 7 番地	0533-92-2035
WAC ケアステーション	豊橋市南瓦町 14 番地 1	0532-52-4315
キラリ訪問介護	豊川市光明町 1 番地 11 フォーブル湯本 101 号	0533-83-3788
たいよう介護ステーション	豊川市諏訪 1 丁目 35 番地	0533-65-7730
ヘルパーステーション幸	新城市杉山字野中 52 番地 14	0536-22-3365

※ 事業所ごとで受入可能な障害種別を設定しています。詳細は福祉課までお問合せください。

(5) 地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会や社会との交流の場を提供する事業です。他市町村の地域活動支援センターの利用も可能ですが、事前に市役所福祉課までご相談ください。

○西部福祉会館地域活動支援センター利用実績 (平成26年度実績)

種別	利用実人数	利用延べ人数
身体障害者	14人	1,066人
知的障害者	4人	343人
精神障害者	7人	403人

(6) 身体障害者訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅の重度障がい者に委託業者を派遣して、入浴サービスを行います。負担金は、1回につき1,000円です。

○利用状況 (平成26年度実績)

利用実人数	利用延べ人数
12人	745人

(7) 日中一時支援

障害者（児）施設等において日中活動の場を提供し、介護者の一時的な休息を図ります。

① 日中一時支援事業利用実績（平成 26 年度実績）

種 別	利用実人員	利用延べ回数
身体障害者	5 人	178 回
知的障害者	8 人	388 回
精神障害者	12 人	106 回
障 害 児	5 人	84 回

② 日中一時支援事業所一覧

事 業 所 名	所 在 地	☎
レインボーはうす	新城市矢部字本並 48 番地	0536-24-1313
やすらぎの家	新城市字下川 23 番地	0536-23-0087
もくせいの家ほうらい	新城市長篠字丸井 5 番地 2	0536-32-3930
シンシア豊川	豊川市平尾町諏訪下 10 番地	0533-88-7500
ホテルの郷	豊川市足山田町年長 1 番地 6	0533-93-7686
ショートステイ 樹・たつき	豊川市上長山町小南口原 134 番地 2	0533-93-1995
愛厚希全の里	豊川市一宮町上新切 33 番地 267	0533-93-2062
豊橋ゆたか学園	豊橋市高師町字北原 1 番地 104	0532-62-0112
あかね荘	豊橋市弥生町字中原 77 番地 1	0532-38-9090
いわさき・こどもショートステイ	豊橋市岩崎町字利兵 71 番地	0532-61-2062
第 2 ゆたか希望の家	設楽町東納庫字松山 6 番地 2	0536-65-0370
こども発達センター	豊橋市中野町字中原 100 番地	0532-39-9200
おとわの杜	豊川市赤坂町東山 12 番地 1	0533-95-3611
ゆいまーる	豊川市一宮町野添 219 番地 3	0533-79-4968
蔵王の杜	田原市田原町石取 1 番地 9	0531-23-7511

※事業所ごとで受入可能な障害種別を設定しています。詳細は福祉課へお問合せください。

(8) その他の地域生活支援事業

更生訓練費給付、自動車改造助成、自動車運転免許取得助成などがあります。

○給付実績（平成 26 年度実績）

サービス名	給付実績
更生訓練費	0 件
自動車改造助成	4 件
自動車運転免許取得助成	1 件

※(4)・(5)・(7)の事業は、原則 1 割の自己負担がありますが、障害福祉サービスに準じた負担上限を設けております。

5 自立支援医療

(1) 精神通院

精神疾患により継続的に通院等が必要な方に、自立支援医療受給者証を発行します。この受給者証の提示により、通院医療費を公費で負担します。

申請の窓口は、市役所福祉課又は総合支所地域振興課です。申請に際しては指定の診断書、健康保険証等が必要となります。

○発行実績（平成27年4月1日現在）

自立支援医療受給者証	568人
------------	------

(2) 更生医療

身体に障害のある方がその障害程度を軽くしたり、日常生活上効果が見込めると医師が認めた場合に、医療の給付を行います。

申請の窓口は、市役所福祉課または総合支所地域振興課です。

申請に際しては、指定の医師の意見書、健康保険証等が必要となります。

- ① 対象者：身体障害者手帳を所持している18歳以上の方。
- ② 内容：指定医療機関における腎臓機能障害の血液透析、心臓機能障害者や肢体不自由者の手術・治療など。

○給付決定件数（平成26年度実績）

透 析	心 臓	肢 体	免 疫	聴 覚
75件	0件	0件	2件	0件

(3) 育成医療

18歳未満の身体上の障害を有する方が、生活能力を得るために必要となる医療の給付を行います。

申請の窓口は市役所福祉課又は、総合支所地域振興課です。

いずれも原則1割の自己負担ですが、所得に応じて自己負担上限額が設定されます。また、それぞれ自己負担分を助成する市の医療費助成制度もあります。

6 補装具

身体に障害のある方が、その障害を補い、日常生活を容易にするための器具を購入又は修理に要する費用を助成します。支給の方法は利用者の申請に基づき、補装具の購入又は修理が必要と認められた場合、公費負担分を市が支給するものです。

(1) 基 準（次に掲げる要件を全て満たすもの）

- ① 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計、加工されたものであること。
- ② 身体に装着又は装用して日常生活又は就学、就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するものであること。
- ③ 給付に際して専門的な知見を要するものであること。

(2) 補装具の主な種類

- ① 義手、義足、装具、座位保持装置
- ② 車いす、電動車いす、歩行器
- ③ 盲人安全つえ、補聴器
- ④ 重度障害者用意思伝達装置

(3) 費用負担

障害福祉サービスとは別に、定率で原則1割負担となっています。なお、障害福祉サービスと同様、負担軽減を図るため所得に応じた負担上限額があります。

7 特別障害者手当等

次に掲げる障害のある方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、愛知県特別障害者手当などが支給されます。また所得制限があります。

支給時期は、5月、8月、11月、2月の年4回です。

種別	対象者	月額
特別障害者手当	20歳以上で精神または身体に著しく重度の障害があるために日常生活において常時特別介護を必要とする在宅の方	26,620円
障害児福祉手当	20歳未満で精神または身体に重度の障害があるために日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方	14,480円
経過的福祉手当	20歳以上で従来福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受けられない在宅の方	14,480円

(1) 愛知県特別障害者手当

上記の国の特別障害者手当受給者に加算して支給

種別	対象者	月額
A種	身体障害1、2級かつIQ35以下の方	6,850円
B種	身体障害1、2級またはIQ35以下の方	1,050円

(2) 愛知県障害児福祉手当及び経過的福祉手当

上記の国の障害児福祉手当および経過的福祉手当受給者に加算して支給

種別	対象者	月額
A種	身体障害1、2級かつIQ35以下の方	6,900円
B種	身体障害1、2級またはIQ35以下の方	1,150円

(金額は、いずれも平成27年4月1日現在)

(3) 支給状況

(平成27年4月1日現在)

特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
35人	15人	2人	52人

8 在宅重度障害者手当

次に掲げる在宅の障害のある方に、在宅重度障害者手当が支給されます。

ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者及び施設入所者は除きます。また所得制限があります。支給時期は、4月、8月、12月の年3回です。

(1) 対象者

(平成27年4月1日現在)

種別	障害の程度	月額	認定状況
1種	1級または2級の身体障害者手帳を有し、かつ療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが35以下と判定された方	15,500円	3人
2種	65歳までに身体または療育手帳を有し、次のいずれかの障害を有する方 ア 1級または2級の身体障害者手帳を有する方 イ 療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが35以下と判定された方 ウ 3級の身体障害者手帳を有し、かつ療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが50以下と判定された方	6,750円	508人

※ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のいずれかが支給されている方を除く。

9 新城市障害者手当

次に掲げる障害のある方に新城市障害者手当が支給されます。ただし、施設入所者と特別障害者手当等受給者には支給されません。

支給時期は、7月、11月、3月の年3回です。

(1) 対象者

(平成27年4月1日現在)

障害の程度	月額	支給状況
身体障害者手帳1～2級またはIQ35以下の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方	2,800円	816人
身体障害者手帳3級またはIQ36～50までの方 精神障害者保健福祉手帳2級の方	2,400円	752人
身体障害者手帳4級の方	1,200円	446人
身体障害者手帳5～6級またはIQ51～75の方 精神障害者保健福祉手帳3級の方	1,000円	299人

10 障害者福祉タクシー料金助成事業

重度の障害のある方が通院等のためにタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。ただし、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除きます。

(1) 対象者

種別	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
等級	1～3級の方	A・B判定の方	1～2級の方

(2) 助成額

年間24回分で1回の助成額700円です。ただし、週1回以上人工透析のために通院している方には年間48回分の助成券を交付しています。

(3) 利用状況

(平成26年度実績)

利用者数	利用件数
136人	1,673件

11 税の減免等

障害がある方の税負担等を軽減するために、所得税、住民税、相続税、自動車税、自動車取得税、並びにNHK受信料などの減免制度があります。

また、郵便貯金や少額貯蓄の非課税制度の適用も受けられます。ただし、減免等の対象や程度は障害の種類や等級により異なります。

詳しくはそれぞれの関係機関へお問い合わせください。

生活保護

1 保護の実施

生活保護制度は、病気、失業その他の事情で生活に困窮する場合に、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図る制度です。

生活保護を受けるためには、自分の能力に応じて働いたり、持っている資産を生活のために活用するなど最善の努力をすることが必要で、それでもなお最低限の生活が営めない場合に初めて保護が行われます。

生活保護の申請があると、家庭の生活、収入、資産状況や親族からの援助などを調査して、保護の要否とその程度を決定します。

生活保護は、国の基準によって計算したその世帯の最低生活費とその世帯の収入とを比較して、収入の方が少ない場合に受けられ、最低生活費から収入を引いた額が保護費として支給されます。

2 被保護世帯数及び人員等の推移 (平成 27 年 4 月 1 日現在) ※パーミルは千分の 1

総人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率(パーミル)
48,951 人	113 世帯	151 人	3.08‰

3 被保護世帯の類型別 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	高齢世帯	母子世帯	傷病障害世帯	その他	計
世帯数	50 世帯	6 世帯	36 世帯	21 世帯	113 世帯
構成比	44.2%	5.3%	31.9%	18.6%	100.0%

4 保護の種類と種類別保護の状況

保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の 8 つがあります。種類別の保護状況は次のとおりです。

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	生業扶助	医療扶助(入院)	医療扶助(外来)
世帯数	92 世帯	74 世帯	8 世帯	28 世帯	2 世帯	5 世帯	89 世帯
人員	126 人	108 人	17 人	29 人	3 人	5 人	118 人

臨時福祉給付金

消費税率引上げによる生活への影響を緩和するため、低所得者に対しての暫定的・臨時的な措置として、対象者 1 人につき 6 千円を支給するものです。

(1) 支給対象者

平成 27 年 1 月 1 日現在で市内に住所を有し、平成 27 年度分市民税(均等割)が課税されない方

※支給対象者を扶養している方が課税される場合や生活保護受給者は対象外。

(2) 申請受付期間 平成 27 年 8 月 3 日(月)～12 月 28 日(月) ※消印有効

(3) 平成 26 年度支給実績

支給額※	支給者数	対象者数	支給率
10,000 円	2,227 人		
15,000 円	4,881 人		
	7,108 人	7,630 人	93.16%

※平成 26 年度の支給額は 1 人 10,000 円 (老齢基礎年金、障害者基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者は 5 千円の加算があります。)

生活困窮者自立支援事業

平成 27 年 4 月から生活困窮者の支援制度が始まりました。新城市では、生活全般の困りごとを包括的、一元的に対応する相談窓口として「新城市暮らし・しごとサポートセンター」を新城市社会福祉協議会内に設置しました。

窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

(1) 自立相談支援事業

生活の困りごとや不安を抱えている場合の相談窓口です。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要なのか相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(2) 家計相談支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計管理できるよう状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じた貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

(3) 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

(4) 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失う恐れの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向け支援を行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

○問い合わせ先

市役所福祉課

新城市暮らし・しごとサポートセンター

(新城市社会福祉協議会内)

☎23-7624

☎24-9811

地 域 の 福 祉

1 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職で、社会福祉に情熱のある方の中から選ばれます。任期は3年で、現在新城市内には109人の民生・児童委員がいます。その仕事は、担当地域の住民の生活状態を把握し、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにおける要保護者や児童などの保護、指導、援助を行うとともに、福祉事務所に協力しながら広く地域の福祉増進のために活動することです。

児童福祉を専門とする主任児童委員が12名設置されています。

○活動状況 (平成26年度中実績)

区 分		件 数	
相談・支援件数	内容別	在宅福祉	121件
		介護保険	53件
		健康・保健医療	64件
		子育て・母子保健	31件
		子どもの地域生活	91件
		子どもの教育・学校生活	88件
		生活費	38件
		年金・保健	6件
		仕事	23件
		家族関係	87件
		住居	23件
		生活環境	131件
		日常的な支援	958件
		その他	742件
	計		2,456件
	分野別	高齢者に関すること	1,492件
		障害者に関すること	97件
子どもに関すること		463件	
その他		404件	
計		2,456件	
その他活動件数	調査・実態把握	1,026件	
	行事・事業・会議への参加協力	2,647件	
	地域福祉活動・自主活動	2,580件	
	民児協運営・研修	1,906件	
	証明事務	234件	
	要保護児童の発見の通告・仲介	25件	
	計	8,418件	
訪問回数		9,096件	
連絡調整回数		5,865回	
活動日数		12,647日	

2 災害援助

新城市民が自然災害等において被災された場合、次の制度が適用されます。

(1) 新城市災害弔慰金

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により死亡した市民の遺族に対する「災害弔慰金」、精神または身体に著しい障害を受けた市民に対する「災害障害見舞金」の支給を行います。

また、被災世帯の世帯主に対する「災害援護資金」の貸付けも行います。

(2) 新城市災害見舞金

市の区域内において地震、落雷、風水害等の自然災害及び火災で死亡した市民の遺族、3か月以上の入院加療が必要な負傷をした市民、居住用住宅が焼失・損壊した市民に対し見舞金の支給を行います。

3 行旅病人及び行旅死亡人

居住地を離れて旅行中に病気になって入院する方の入院治療費等や死亡した場合については、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により対応します。

4 旧軍人・軍属とその遺族

(1) 戦傷病者への給付事業

旧軍人、軍属や準軍属（動員学徒、徴用工など）の方が、在職中の公務による負傷や病気が原因で身体に一定以上障害が残っている場合、傷病恩給、障害年金、特例障害年金、障害一時金、戦傷病者手帳の交付が受けられます。

(2) 戦没者遺族への給付事業

公務で死亡された旧軍人、軍属や準軍属（動員学徒、徴用工など）の遺族の方に、それぞれの要件に応じた公務扶助料、遺族年金、遺族給付金、弔慰金、戦没者等の妻の特別給付金などが支給されます。

○ 第十回特別弔慰金

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に額面25万円、5年償還の記名国債を支給するものです。

申請受付期間 平成27年4月1日～平成30年4月2日

(3) 戦傷病没者追悼式事業

戦傷病没者追悼式は、戦争で亡くなられた戦傷病没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和を祈念するため、毎年4月に実施しています。

5 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、市民すべてが力を合わせて青少年の非行防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることにより、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、毎年7月に実施しています。

6 日本赤十字社

日本赤十字社は、人道、博愛を基本とする赤十字の理念の基に、お互いに助け合い平和な社会を築くことを目指しています。

毎年、社資の募集を行い、その資金を活用して災害救護、血液事業、医療施設の整備、社会福祉事業、赤十字奉仕団の育成、救急法、水上安全法、家庭看護法の講習、国際援護活動などを行っています。

○平成 26 年度社資募集実績（日本赤十字社新城市地区 一般社資分）

	社員数(世帯・事業所)	社資総額
一般社資	10,895	5,686,500 円
寄付金	64	67,095 円
法人社資	116	808,600 円
計	11,075	6,562,195 円

7 献血推進

新城市献血推進協議会では、住民の健康と生命を守るため移動採血車により地区住民の献血を推進し、輸血用血液の確保に努めています。

○平成 26 年度献血実績

実施日数	採血者数	200m l	400m l
述べ 15 日 (21 会場)	719 人	57 人	662 人

8 新城保護区保護司会、新城更生保護女性会

「新城保護区保護司会」の 24 名の保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（任期：2 年）で、社会奉仕の精神を持って、犯罪を犯した者の更生を助けるとともに、非行や犯罪予防のための啓発に努めています。

148 名の会員から成る「新城更生保護女性会」は、ボランティア団体として女性の立場から保護司に協力し、地域の非行や犯罪の予防と過ちを犯した人たちの更生を支援しています。

児 童 の 福 祉

1 こども園

本市では、平成 25 年度から市内の幼稚園・保育園を一体的に運営しています。

- ・ 施設名称を「こども園」に統一しました。
- ・ 保育料を統一し、併せて保護者負担を軽減しました。
- ・ 基本となる開園時間（午前 8 時 30 分～午後 5 時）を統一しました。
- ・ 3 歳から 5 歳児の基本保育時間（午前 8 時 30 分～午後 3 時）は、就学前教育を保障するため入園要件を撤廃しました。
- ・ 幼稚園と保育園のカリキュラムを統一しました。

(1) 幼年人口 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

総人口	学齢前児童数	比率	園児数
48,951 人	2,014 人	4.1%	1,251 人

(2) こども園一覧

園名	所在地	園名	所在地
新城こども園	字東入船 32 番地 1	東部こども園	日吉字上ノ風呂 58 番地
中央こども園	字東沖野 28 番地 2	八名こども園	富岡字杉畑 54 番地 5
城北こども園	字宮ノ後 78 番地	長篠こども園	長篠字丸井 19 番地 1
千郷東こども園	杉山字野中 64 番地 1	鳳来こども園	玖老勢字便福 17 番地
千郷中こども園	豊栄字スハ山 248 番地 4	鳳来西こども園	布里字栗峯 20 番地 5
千郷西こども園	豊島字馬渡 11 番地 2	山吉田こども園	上吉田字松沢 5 番地
東郷東こども園	大海字黒瀬 23 番地 7	大野こども園	大野字久羅下 39 番地
東郷中こども園	八束穂字天王 1041 番地 2	作手こども園	作手高里字縄手上 20 番地 1
東郷西こども園	上平井字昭和 970 番地		

(3) 月額基本保育料 (午前 8 時 30 分～午後 3 時、給食費込み)

区分	階層	平日基本保育料	土曜基本保育料
0～2 歳児	A～J	0～28,100 円	0～5,300 円
3～5 歳児	A～J	0～8,600 円	0～3,300 円

(4) 年齢別こども園入園状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
園児数	11 人	79 人	142 人	317 人	370 人	334 人	1,253 人

(5) 延長保育

保護者の就労状況や家庭の事情で、基本保育時間(平日・土曜：午前 8 時 30 分～午後 3 時)を延長して長時間の保育を必要とする場合に保育を行います。

○ 延長保育時間

	延長時間	実施園
平日	午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分 午後 3 時～午後 5 時	新城、東郷東、鳳来西、山吉田
	午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分 午後 3 時～午後 6 時	中央、千郷中、東郷中、東部、鳳来、大野、作手
	午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分 午後 3 時～午後 7 時	城北、千郷東、千郷西、東郷西、八名、長篠
土曜	午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分 午後 3 時～午後 6 時	(作手) ※ () は利用者がある場合のみ開園
	午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分 午後 3 時～午後 7 時	城北、(長篠)、(千郷東) ※ () は利用者がある場合のみ開園

○ 月額延長保育料（月時間当たり）

区 分	階 層	平日延長保育料	土曜延長保育料
0 ～ 2 歳児	A～J	0 ～ 2,600 円	0 ～ 500 円
3 ～ 5 歳児	A～J	0 ～ 1,700 円	0 ～ 500 円

(6) 乳児保育

生後 6 か月を超え年度当初 1 歳に満たない児童について、家庭で保育できない場合に限り、保育を行います。

- 実施園 中央、城北、千郷東、千郷中、東郷中、八名、長篠、作手

(7) 障がい児保育

集団保育が可能な概ね 3 歳以上の児童の保育を行います。

- 実施園 全園

(8) 統合保育

特に個別配慮や支援が必要とされる 3 歳以上の児童について、通常保育と併せて療育を行います。

- 実施園 東郷東

(9) 一時保育

保護者の仕事、傷病、災害、事故、出産、看護、介護冠婚葬祭、育児疲れなどにより一時的に日中の家庭保育が困難となる児童を預かる(保育する)制度です。

【非定型的保育】 家庭での保育が断続的に困難となる場合

【緊急保育】 やむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる場合

【リフレッシュ保育】 育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するため、一時的に児童を預かる場合

- 実施園 城北、長篠、作手

○ 開設時間及び利用料

対 象	原則こども園に入園していない児童で、利用日現在において満 1 歳児から就学前までの児童		
保 育 時 間	午前 8 時 30 分から午後 3 時まで ※必要に応じ、実施園の開園時間まで延長可		
利 用 料 (日 額)	1 ～ 2 歳 児	2,100 円	おやつ代、給食費込み ※土曜利用のみ弁当持参
	3 歳 児	1,100 円	
	4 ～ 5 歳 児	1,000 円	

2 児童発達支援施設「おおぞら園」

就学前の発達が気になりな児童が保護者とともに通園することにより、保護者の子ども理解を深め、親子のより良い関係づくりを図ります。また、遊びを通じて言語の理解と発達、運動機能を高め、集団生活へのステップアップづくりをします。

- 所在地 新城市能登瀬字白岩 32 番地

- 通園児数 27 名（平成 27 年 4 月 1 日現在）

3 地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、いつでも自由に利用していただける子育て支援の中核施設です。

就園前の子どもとお母さんを対象に、種々の事業を実施し、ストレスや育児不安の解消等、親子の触れ合いをサポートします。

(1) 千郷東子育て支援センター

- 所在地 新城市杉山字野中 64 番地 1 (千郷東こども園内)
- 開設時間 午前 9 時から午後 4 時まで
- 休業日 土・日曜、祝日、年末年始、千郷東こども園の休業日
- 電話番号 (0536)22-0954
- Eメールアドレス chisatohigashi-ic@city.shinshiro.lg.jp

(2) 長篠子育て支援センター

- 所在地 新城市長篠字日焼 9 番地 2 (児童館たんぼぼ内)
- 開設時間 午前 9 時から午後 4 時まで
- 休業日 日曜、祝日、年末年始
- 電話番号 (0536)32-3221
- Eメールアドレス nagashino-ic@tees.jp

(3) 作手子育て支援センター

- 所在地 新城市作手高里字縄手上 20 番地 1 (作手こども園内)
- 開設時間 午前 9 時から午後 4 時まで
- 休業日 土・日曜、祝日、年末年始、作手こども園の休業日
- 電話番号 (0536)38-1351
- Eメールアドレス tsukude-ic@city.shinshiro.lg.jp

(4) 事業内容

事業	対象・内容	曜日・時間
ちびっこ広場 (千郷東こども園内)	0～2 歳児の親子 手遊び・製作・体操・お話	木曜日 (月 1～2 回) 午前 10 時～11 時
たんぼぼ広場 (児童館たんぼぼ内)	0～2 歳児の親子 手遊び・製作・体操・お話	水曜日 (月 1～2 回) 午前 10 時～11 時
ころころ広場 (作手こども園内)	0～2 歳児の親子 手遊び・製作・体操・お話	火曜日 (月 1～2 回) 午前 9 時 30 分～11 時
キラキラ広場	0～2 歳児の親子 鳳来地区の園へ訪問して遊ぶ	年 4～5 回
育児相談	0 歳～就学前の児童の保護者 来所・電話・Eメール等	月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時

(5) 利用状況

保育室 開放	ちびっこ 広場	たんぼぼ 広場	ころころ 広場	キラキラ 広場	相談	
					電話等	来所
13,412 人	1,225 人	607 人	265 人	108 人	5 件	104 件

4 児童館

児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするための施設です。

(1) 鳥原児童館

- 所在地 新城市日吉字下畑 81 番地
- 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 休館日 月曜日、祝日（こどもの日は開館）、年末年始
- 利用状況 平成 26 年度実績 5,194 人

(2) 児童館 たんぼぼ

- 所在地 新城市長篠字日焼 9 番地 2
- 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 休館日 日曜日、祝日（こどもの日は開館）、年末年始
- 利用状況 平成 26 年度実績 13,723 人

5 放課後児童クラブ

昼間、仕事等により保護者のいない家庭の小学校児童等のために、児童クラブを設置し、自主学習、遊びを中心とした活動を通して健全な育成を図ります。

- 対象児童 市内小学校在学中の 1 年生から 6 年生まで
(定員を超過する場合は 1 年生から 3 年生を優先)

- 開設場所
(通年開設)

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

小学校区	クラブ名	開設場所	小学校区	クラブ名	開設場所
新城小	新城	新城小 (旧用務員室)	東郷東小	東郷東	東郷東小 (校舎内)
	中央	新城小 (校舎内)	舟着小	舟着	鳥原児童館
千郷小	千郷東	千郷東こども園	八名小	八名	八名小 (校舎内)
	ちさと館	ちさと館	庭野小	庭野	庭野公民館
	千郷小	千郷小 (校舎内)	鳳来中部小	鳳来中部	鳳来中部小 (校舎内)
	千郷中	千郷中 (旧用務員室)	東陽小	東陽	東陽小 (校舎内)
東郷西小	東郷西 A	東郷西小 (旧用務員室)	作手小	作手	作手小 (北校舎体育館)
	東郷西 B	東郷西小 (体育館)			

(長期休みのみ開設)

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

小学校区	クラブ名	開設場所	小学校区	クラブ名	開設場所
千郷小	千郷	千郷小 (校舎内)	黄柳川小	黄柳川	黄柳川小 (校舎内)
鳳来寺小	鳳来寺	鳳来寺小 (校舎内)			

○ 開設時間・利用料

開設時間	月～金		下校時～午後 6 時	*休業日 土曜・日曜・祝日 8月13日～15日 12月29日～1月3日	
	夏・冬・春休み 学校振替休日		午前 8 時～午後 6 時		
利用料	通年での利用		月額 5,000 円 (7月は 6,000 円) (8月は 8,000 円)	*別途保険料が必要です (年額 600 円)	
	長期休みのみ利用	春休み 4月	1,500 円		
		夏休み	7月		3,000 円
			8月		8,000 円
		冬休み			3,000 円
春休み 3月	1,500 円				

6 児童遊園

市内には、2か所の児童遊園があり、遊具、トイレなどを備えています。

名 称	所 在 地	面 積	設置年月日
富永児童遊園	字宮ノ後 78	876 m ²	昭和 38 年 4 月 1 日
和田児童遊園	作手保永字水上 48	853 m ²	昭和 50 年 5 月 1 日

7 その他の子育てサービス

(1) 新城ファミリーサポートセンター

依頼会員の子育てを援助会員がお手伝いします。こども園や小学校の終了後に子どもを預かったり習い事への送迎をします。利用には依頼会員の申し込みが必要です。(平成 27 年度から市が設置者になりました)

- 対象児童 依頼会員家庭の生後 3 か月の乳児から小学 6 年生まで
- 実施場所 援助会員の家庭(原則)
- 開設時間 午前 7 時～午後 7 時(原則)
- 開設時間 午前 7 時～午後 7 時(原則)
- 申込み先 電話 080-6922-7001
Eメールアドレス shinshiro-family-support@ezweb.ne.jp

○ 基準利用料金

利用区分	申込区分	基準利用料金 (1時間当たり)	延 長	
			30分以内	30分を超え 1時間以内
平日	事前	700 円	350 円	700 円
	直前	1,000 円	500 円	1,000 円
休日	事前	1,000 円	500 円	1,000 円
	直前	1,200 円	600 円	1,200 円
病児・病後児 (平日)	事前	1,000 円	500 円	1,000 円
	直前	1,200 円	600 円	1,200 円
病児・病後児 (休日)	事前	1,200 円	600 円	1,200 円
	直前	1,400 円	700 円	1,400 円

(2) 子育て短期支援事業

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ）

保護者が疾病等の理由により、家庭における養育が一時的に困難となった児童を児童福祉施設で短期間預かります。

- 利用期間 原則 7 日以内（更新可）
- 実施場所 八楽児童寮、豊橋ひかり乳児院

② 夜間養護事業（トワイライトステイ）

保護者の仕事等が恒常的に夜間にわたる場合に、保護者が帰宅するまでの間児童を児童福祉施設で預かります。

- 利用期間 夜間 1 日おおむね 4 時間で 6 か月程度
- 実施場所 八楽児童寮
- 利用者負担額（1 日当たり）

区 分	短期入所生活援助事業		夜間養護事業
	2 歳未満児	2 歳以上児	
生活保護世帯・ 市民税非課税世帯 (母子・父子家庭)	0 円	0 円	0 円
市民税非課税世帯 (母子・父子家庭以外)	1,100 円	1,000 円	300 円
その他の世帯	5,350 円	2,750 円	750 円

(3) 母子愛着推進事業【平成 27 年度新規事業】

本市に住民登録されている初産の母親等に対して、市内の助産所で授乳指導、母乳相談、育児相談等を受けるための費用の一部を助成することで、母子の愛着形成の推進及び育児不安の軽減を図ります。

- 対 象 者 平成 27 年 4 月 1 日以降に出産した初産の母親等
- 助 成 額 1 人 1 回限り 3,000 円
- 利 用 期 間 生後 6 か月まで
- 利用できる助産所

JUNKO 助産所、ママハウス・トトリ、しんしろ助産所

(4) セカンド・ブックスタート事業【平成 27 年度新規事業】

本市に住民登録されている概ね 1 歳の幼児を育てる初産の親子へ絵本の紹介と配布のため、保育士等が家庭訪問し、母親の育児不安の軽減及び孤立化の防止を図ります。

8 家庭児童相談

家庭児童相談員は、家庭における児童の養育上の様々な問題について相談に応じ、愛知県新城設楽児童・障害者相談センターなどの関係機関と密接な連携を図り、適切な指導や助言を行っています。

- 相 談 員 1 人
- 相 談 件 数 平成 26 年度実績(延件数)

要保護家庭	要支援家庭	特定妊婦	見守り家庭	計
6 件	12 件	0 件	10 件	28 件

9 各種手当

(1) 児童手当

国内に居住している中学校終了前(15歳到達後最初の年度末まで)の児童を現に監護・養育し、本市に住民登録されている保護者に支給されます。

- ・ 3歳未満 月額 15,000円
- ・ 3歳以上小学校修了前 月額 10,000円 (第3子以降は 15,000円)
- ・ 中学生 月額 10,000円
- ・ 所得制限世帯 月額 5,000円
- 支給時期 6月・10月・2月の年3回
- 支給状況 (平成26年度末現在)

受給資格者数	2,823人	児童数	5,206人
--------	--------	-----	--------

(2) 児童扶養手当

両親のいない家庭またはひとり親の家庭、もしくは親が重度の障害の状態にある家庭で、児童(18歳到達年度の末日までの者)を監護・養育している保護者に支給されます。

(受給資格者及び扶養義務者に所得制限あり。国民年金など公的年金受給者は一部対象。)

- 支給額・支給時期

区分	全部支給(月額)	一部支給(月額)
児童1人の場合	42,000円	41,990円～9,910円 (所得額により設定)
児童2人の場合	5,000円加算	
児童3人以上の場合	3人目から児童1人増すごとに3,000円加算	
支給時期	4月・8月・12月の年3回	

- 支給状況 (平成26年度末現在)

受給資格者数	264人	児童数	407人
--------	------	-----	------

(3) 県遺児手当

両親のいない家庭またはひとり親の家庭、もしくは親が重度の障害の状態にある家庭で、児童(18歳到達年度の末日までの者)を監護・養育している保護者に支給されます。

(受給資格者及び扶養義務者に所得制限あり。国民年金など公的年金受給者は除く。)

- 支給額・支給時期

区分	1年目～3年目(3年間)	4年目～5年目(2年間)
児童1人につき	月額 4,350円	月額 2,175円
	6年目以降は支給されません。	
支給時期	4月・8月・12月の年3回	

- 支給状況 (平成26年度末現在)

受給資格者数	158人	児童数	263人
--------	------	-----	------

(4) 市遺児手当

県の遺児手当と同じ条件の家庭の保護者に支給されます。(所得制限なし)

○ 支給額・支給時期

児童1人につき	月額 2,000 円
支給時期	7月・11月・3月の年3回

○ 支給状況 (平成26年度末現在)

受給資格者数	392人	児童数	607人
--------	------	-----	------

(5) 特別児童扶養手当

20歳未満の身体、知的または精神に中度・重度の障害（または病状）のある児童を監護・養育している保護者に支給されます。
(受給資格者及び扶養義務者所得制限あり。障害を支給事由とする年金を受けている場合は除く。)

○ 支給額・支給時期

1級(重度障害)	1人につき	月額 51,100 円
2級(中度障害)	1人につき	月額 34,030 円
支給時期	4月・8月・11月の年3回	

○ 支給状況 (平成26年度末現在)

受給資格者数	46人	児童数	47人
--------	-----	-----	-----

(6) 子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している保護者に支給されます。

① 支給対象者

基準日（平成27年5月31日）に本市に住民登録されている方で、次のどちらの要件も満たす方

- 平成27年6月分の児童手当対象者
- 平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

② 支給対象児童

平成12年4月2日から平成27年5月31日までに生まれた児童

③ 支給額

対象児童1人につき 3,000 円

④ 平成26年度支給実績

支給者数	対象児童数	支給総額
3,067人	5,505人	55,050,000円

※平成26年度の給付額は1人につき10,000円

(7) 子育て応援券【平成 27 年度新規事業】

本市独自の施策として、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業を活用し、子育て世帯への経済的支援及び地域の消費拡大、地域経済の活性化を図るために、市内の取扱店で使用できる商品券「子育て応援券」を支給するものです。

① 支給対象者

基準日（平成 27 年 4 月 1 日）に、本市に住民登録されている方で、中学生以下の児童を養育している方

② 支給対象児童

平成 12 年 4 月 2 日から平成 27 年 4 月 1 日までに生まれた児童

③ 支給額

対象児童 1 人につき 5,000 円分（1,000 円券×5 枚綴り）

④ 加算支給額

在宅育児家庭を支援として、未就学児童で、基準日までに市内のこども園及び市外の幼稚園・認可保育所を利用していない児童に限り、1 人につき 5,000 円分を加算して支給

⑤ 使用期限

平成 27 年 8 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで

10 新城市子ども・子育て会議

子ども、子育て支援法の規定により、平成 26 年 2 月に「新城市子ども・子育て会議」を設置しました。

委員の任期は 2 年で、子どもの保護者、子ども子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、一般市民等の 15 名で構成されています。

平成 27 年 3 月には、潜在的なニーズも含めた地域での子ども・子育てに関するニーズを把握した上で、平成 27 年度から 5 か年間の保育等の需要量見込みとそれに見合った具体的な子育て支援施策である「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、計画の継続的な点検・評価・見直しや、子育て支援施策の実施状況の調査、審議などを行います。

11 新城市要保護児童対策地域協議会

市では、要保護児童（虐待を受けている児童など）に関する相談、情報収集、安否確認、支援等を児童・障害者相談センターと協力して行っています。

要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、連絡調整会議、個別ケース会議の 3 層構造になっており、児童・障害者相談センター、警察署、保健所、民生委員などの各機関と連携して、要保護児童への支援方針を協議し、各機関による支援に結びつけています。

母子の福祉

1 ひとり親家庭等の状況

(平成 26 年度末現在)

母 子	父または養育者と子	計
338 世帯	54 世帯	392 世帯

2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のための貸付制度があります。

○ 対 象 者

- ・ 20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子又はその扶養をしている児童及び父母のいない 20 歳未満の児童
- ・ 20 歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男子又はその扶養をしている児童
- ・ 子が 20 歳以上になったため、あるいは、子がいないため母子福祉資金の貸付を受けることができない配偶者のいない女子又はその扶養をしている 20 歳以上の子

○ 貸付利息 無利子～年 1.5%

○ 資金の種類 修学資金、就学支度資金、就業資金など 12 種類

3 母子生活支援施設への入所

母子生活支援施設は、夫の死亡、離別、DVなどで困窮する母子家庭のための施設です。

なお、世帯の所得状況に応じて一部負担金が必要となります。

4 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、家庭や資金の問題など母子・父子家庭及び寡婦を取り巻く悩みごとの相談に応じます。

福祉医療費助成事業・福祉給付金支給事業

子ども、障害者、母子家庭、高齢者等の福祉の増進を図るため、次に掲げる受給資格者に医療費の一部を支給します。

(平成27年4月末現在)

事業名	受給資格者	受給者数
子ども医療費助成事業	通院...中学校3年生（15歳）年度末までの者 入院...中学校3年生（15歳）年度末までの者	5,443人 (受給者証発行者)
障害者医療費助成事業	ア 身体障害者手帳所持者で 1級から3級の者 4級で障害名が腎臓機能障害の者 4級から6級で障害名が進行性筋萎縮症の者 イ 知能指数が50以下と判定されている者 ウ 自閉症状群と診断されている者	558人
精神障害者医療費助成事業	精神障害者保健福祉手帳所持者（1～3級所持者）	288人
	精神疾病の通院 ...自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている者 ※自立支援医療についてはP13をご覧ください。	446人
母子家庭等医療費助成事業	ア 母子家庭の母 イ 父子家庭の父 ウ ア、イに扶養されている児童 エ 父母のない児童 ※所得制限があります。	729人
後期高齢者福祉医療費助成事業	後期高齢者医療に加入している者で、次の条件に該当する者 ア 障害者医療、母子家庭等医療※に該当する者 イ 精神障害者保健福祉手帳所持者で1級または2級の者 ウ 戦傷病者手帳所持者 エ 精神措置入院患者、結核入院患者 オ ねたきり高齢者、認知症高齢者※ ※所得制限があります。	1,037人
福祉給付金支給事業	高齢者の医療の確保に関する法律により医療を受けることができる者で、独り暮らしで市民税非課税の者等	195人

介護保険

1 介護保険の概要

介護を必要とする人は年々増え続け、少子化、介護者の高齢化など、家族だけで介護することは困難となってきています。

介護保険制度は、こうした介護への不安を解消するために、介護を社会全体で支え合う社会保険方式の制度としてスタートしました。

しかし、急速な高齢化に伴う介護保険料の高騰や認知症高齢者対策、施設入所者の増加等、様々な課題への対策が求められるようになり、こうした中、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」を切れ目なく一体的に提供する『地域包括ケアシステム』の構築に向けた取組みが必要となっています。

2 介護保険の法定介護サービスの種類

介護保険で利用できる介護サービスには、次のものがあります。

介護が必要と認定された方（要介護者・要支援者）の心身の状況や家庭状況に応じて、本人や家族が必要な介護サービスを選択し利用します。

(1) 居宅でサービスを利用するための「計画作成サービス」

介護サービスの種類	サービスの内容
居宅介護支援 介護予防支援 (要支援者)	要介護者の居宅介護・介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、要介護者の介護サービス利用の連絡調整を行うもの (このサービスだけは、費用が全額保険給付となり、個人負担はありません。)

(2) 居宅で利用する「訪問サービス」

介護サービスの種類	サービスの内容
訪問介護 介護予防訪問介護 (要支援者)	ホームヘルパーが要介護者宅を訪問し、身体の介護や身の周りの世話をするもの
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 (要支援者)	訪問入浴事業者が要介護者宅を訪問し、組立て式浴槽を使って要介護者の入浴を援助するもの
訪問看護 介護予防訪問看護 (要支援者)	医療機関の看護師が要介護者宅を訪問し、処置など医療介護をするもの
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション (要支援者)	医療機関の理学療法士や作業療法士が要介護者宅を訪問し、リハビリを行うもの

(3) 居宅で利用する「通所サービス（デイサービス）」

介護サービスの種類	サービスの内容
通所介護 介護予防通所介護 (要支援者)	デイサービスセンターで1日介護を受けるもの
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (要支援者)	デイケアセンターで1日リハビリ介護を受けるもの

(4) 居宅で利用する「福祉用具貸与」

介護サービスの種類	サービスの内容
居宅介護福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 (要支援者)	特殊寝台、車椅子、エアマット、体位変換器、スロープ、歩行器、歩行補助杖、徘徊感知器、移動用リフトを月単位で貸借するもの

(5) 居宅で利用する「居宅療養管理指導」

介護サービスの種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理・指導を行うもの

(6) 居宅で利用する「短期入所サービス」

介護サービスの種類	サービスの内容
短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護 (特養でのショートステイ)	特別養護老人ホームなどの入所施設に短期間入所して、食事、入浴、排泄などの介護サービスや機能訓練を受けるもの
短期入所療養介護・ 介護予防短期入所療養介護 (老健でのショートステイ)	老人保健施設などの入所施設に短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練を受けるもの

(7) 居宅で利用する「その他のサービス」

介護サービスの種類	サービスの内容
居宅介護福祉用具購入費支給 介護予防福祉用具購入費支給 (要支援者)	支給限度内で次の介護保険支給対象となる福祉用具購入費の9割までを支給するもの（支給額は年間9万円まで） ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトの吊り具
居宅介護住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給 (要支援者)	支給限度内で次の介護保険支給対象となる住宅の改修費の9割までを支給するもの（支給額は原則18万円まで） ・手すりの取付け ・段差の解消 ・床材の変更 ・引き戸等取替 ・洋式便器への取替等

(8) 入所のための施設

介護サービスの種類	サービスの内容
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどの入所者が介護や機能訓練などを受けるもの
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	生活介護を中心に行う施設です。 寝たきりなどによりいつも介護が必要で、自宅では介護を受けることができない人を対象とした施設です。介護や日常生活上の世話などが行われます。（原則要介護3以上の方が（旧措置入所者を除く）利用できます。）
介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護やリハビリを中心に行う施設です。 積極的な治療より、主にリハビリや介護、日常生活上の世話が中心として行われる施設です。
介護療養型医療施設	医療を中心に行う施設です。 長期的に療養が必要な方を対象とした介護体制の整った医療施設（病院）です。 「療養型病床群」「老人性痴呆疾患療養病棟」の2種類の施設があります。 ※ 療養型病床群などには、医療保険適用病床と介護保険適用病床があります。この区分は各施設で区分しています。

※ 上記の入所・入院施設うち「認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護」以外の施設は、要介護者等の住んでいる市町村以外の市町村に所在する施設も利用できます。

(9) 地域密着型サービス（原則市内の方のみを受け入れるサービス）

介護サービスの種類	サービスの内容
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 (要支援者)	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊りのサービスを組み合わせて多機能なサービスを受けるもの
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 (要支援者)	認知症の人を対象に、デイサービスセンターで専門的なケア（1日介護）を受けるもの
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (要支援者)	認知症の高齢者が共同で生活できる場（居住）で食事、入浴、排泄などの介護や機能訓練などを受けるもの (要支援1の方は利用できません。)
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	生活介護を中心に行う施設です。(定員は29名以下) 寝たきりなどによりいつも介護が必要で、自宅では介護を受けることができない人を対象とした施設です。 介護や日常生活上の世話などが行われます。 (原則要介護3以上の方が(旧措置入所者を除く)利用できます。)

3 介護サービスを利用できる方

介護保険での介護サービスを利用できる方は、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排泄、食事などの日常生活における基本的な動作に介助や支援を必要とする状態が6ヶ月以上継続すると見込まれる方で、要介護認定を受けた方です。ただし年齢により次の条件があります。

- ① 65歳以上の方（第1号被保険者）
一定以上の介助や支援を必要とする状態であれば、特に制限はありません。
- ② 40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）
一定以上の介助や支援を必要とする状態であっても、その状態になった原因が下の表にある疾病による方に限られます。この疾病以外の傷病で介助や支援を必要とする状態になった方は、介護保険のサービスを利用することができません。
この介護保険サービスを利用できない方は、身体障害者等の認定を受けたのち障害者福祉サービスを利用することになります。
また、障害者福祉サービスを利用されている方も65歳に到達した時点から介護保険による介護サービスのご利用ができます。

<ol style="list-style-type: none"> 1. がん（がん末期） 2. 関節リウマチ 3. 筋萎縮性側索硬化症 4. 後縦靭帯骨化症 5. 骨折を伴う骨粗鬆症 6. 初老期における認知症 7. 進行性核上性麻痺、大脳基底核変性症及びパーキンソン病 8. 脊髄小脳変性症 9. 脊柱管狭窄症 10. 早老症 11. 多系統萎縮症 12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 13. 脳血管疾患 14. 閉塞性動脈硬化症 15. 慢性閉塞性肺疾患 16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

4 要介護認定と介護サービス利用

介護サービスの利用をはじめようとするときは、要介護認定の申請手続きをしてから、介護サービスを利用することになります。この手続きは、いつでも行うことができ、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が代行して行うこともできます。

（１）要介護認定

- ① 「市役所（本庁及び各総合支所）」または最寄りの「指定居宅介護支援事業所」「地域包括支援センター」で申請します。
- ② 申請後、市から調査員が自宅を訪問し、身体や日常生活の調査を行います。
- ③ 市は意見書の作成を本人の主治医に依頼します。
- ④ 介護認定審査会（医療、保健、福祉の専門家で合議）で、訪問調査と主治医意見書から介護に要する標準的な時間を推定して、介護度を決定します。介護度に応じて保険給付の限度額が決まります。
- ⑤ 申請から1ヶ月くらいで認定結果を郵便で申請者にお知らせします。
- ⑥ 認定を受けると一定期間（原則12月間・3～24月間で決定）介護サービスの利用ができます。
認定期間満了後は再度①～⑤の更新手続きを行います。

※ 心身の状態が改善したときや悪化したときは、認定期間の中途でも介護度を見直すことができます。

○ 要介護認定状況

（平成27年3月末現在）

区 分	要支援		要 介 護					合計
	1	2	1	2	3	4	5	
第1号被保険者	435人	396人	703人	409人	314人	356人	231人	2,844人
第2号被保険者	5人	5人	10人	7人	7人	9人	5人	48人
合 計	440人	401人	713人	416人	321人	365人	236人	2,892人

（介護保険事業状況報告平成27年4月審査分）

※ 申請件数は、月平均240件(内訳:新規64件、更新138件、変更38件)

（２）介護サービス利用

① 在宅で介護サービスの利用を希望する場合

ア 介護サービス計画(ケアプラン)の作成

要介護認定を受けたら、次にどんな介護サービスを利用するか、介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。この介護サービス計画(ケアプラン)は、本人又は家族が選んだ指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が、本人と家族の希望を聞いて、毎月、翌月分を作成します。ただし、要支援の認定を受けた場合は「地域包括支援センター」が担当します。

イ 在宅で介護サービスの利用

介護サービス計画(ケアプラン)ができたなら、その計画に添って介護サービスを利用していきます。

介護サービスを利用した時には、本人が費用の1割を介護サービス提供事業者へ支払います。（残り9割は、介護保険から提供事業者を支払われます。）

○ 居宅介護・介護予防サービス利用状況

(平成27年3月利用分：月遅れ請求分を除く)

主な居宅サービス	サービス提供事業所数	利用人数
訪問介護(ホームヘルプ)	28	389人
訪問看護	11	73人
訪問リハビリ	5	74人
訪問入浴	5	80人
居宅療養管理指導	30	128人
通所介護(デイサービス)	43	868人
通所リハビリ(デイケア)	13	361人
短期入所(生活・療養介護)	20	270人
福祉用具貸与	33	814人
特定施設入居者生活介護	7	30人

(介護保険事業状況報告平成27年4月審査分)

○ 地域密着型サービス利用状況

(平成27年3月利用分：月遅れ請求分を除く)

サービス種類	サービス提供事業所数	利用人数
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1	20人
(介護予防)認知症対応型通所介護	3	19人
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	8	112人
(介護予防)小規模特別養護老人ホーム	1	29人
合 計	13	181人

(介護保険事業状況報告平成27年4月審査分)

② 介護保険施設へ入所・入院を希望される場合

居宅介護、通所介護の他入所・入院を希望する場合は施設に申込みをします。

介護保険施設の資料や連絡先は、市役所介護保険課、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、高齢者ふれあい相談センターで提供しています。施設申込みは、本人又は家族で行います。

○ 施設介護サービス利用状況

(平成27年3月利用分：月遅れ請求分を除く)

施設種類	サービス提供施設数	利用人数
特別養護老人ホーム	22	198人
介護老人保健施設	21	201人
介護療養型医療施設	9	119人
合 計	52	518人

介護保険が利用できる金額には上限があり、これを超えて利用したときは超過分が全額自己負担になります。

○ 利用限度額（月額）

要介護度	居宅サービス
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

5 サービス利用者負担金等の減額

介護保険制度(本市独自のものを含む。)では、利用者本人及び家族の収入等の状況に応じて、次のような利用者負担金等の軽減措置が行われています。この軽減を受けるためには本人の申請(高額介護サービスは除く。)が必要です。

(1) 高額介護サービス

利用者負担金が一定金額(月額)を超えた場合は、その超えた金額が払い戻されます。

○ 利用者負担の上限額（世帯合算：1か月）

区 分	上限額
現役並み所得者（平成27年8月より）	44,400円
一般	37,200円
世帯全員が市民税非課税者等	24,600円
世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者等	15,000円
世帯全員が市民税非課税で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の者	15,000円

(2) 施設サービスの食事等負担

介護保険施設に入所すると1割の利用者負担と「食費・居住費・日常生活費」が自己負担となります。申請により食費・居住費は下記の金額を超えた分は介護保険から給付されます。

○ 利用者負担の上限額

区 分	食費（1日）	居住費・多床室の場合（1日）
一般 ※1	1,380円	370円（840円）※2
世帯全員が市民税非課税者	650円	370円
うち合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の者	390円	370円
上記世帯で老齢福祉年金受給者等	300円	0円

※1 食費及び居住費は、標準的な利用者負担額

※2 () の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合

(3) 社会福祉法人等が行う利用者負担軽減措置

利用者負担金軽減の申出を行った社会福祉法人が行う対象サービスの利用者負担については、市民税非課税世帯で要件をすべて満たし生計困難と市が認めた方について利用者の支払金額の25%が減額されます。

※介護老人福祉施設・訪問介護・通所介護・短期入所の各サービスに限る。

(4) 災害を受けた場合又は生計中心者の著しい収入の減少があった場合の負担軽減措置

被害の程度、収入の減収状況によって利用者負担金(原則、費用の1割程度)が減額されます。

6 地域支援事業

地域支援事業では、介護予防事業により被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務）を行うことにより要介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう本人や家族をサポートする事業を実施していきます。

(1) 介護予防事業

① 介護予防教室の開催

ア 転ばぬ先のお達者教室

要介護状態になる可能性のある方、転倒に対する不安の高い方に対し、運動機能向上を中心としたプログラムを実施します。

○ 平成26年度実績

講座内容	時期	場所	出席者数
転倒予防の運動 体力測定 (各10回コース)	9月～11月	鳳来保健センター	24人
	9月～11月	作手保健センター	22人
	1月～ 3月	新城保健センター	25人

イ 木曜塾・金曜塾

介護予防の運動や予防についてのお話を聴くミニ講座を実施しました。

○ 平成26年度実績

講座名	場所	実施回数	参加人数
木曜塾	老人福祉センター(日吉)	48回	延846人
金曜塾	東部高齢者生きがいセンター(能登瀬)	16回	延 97人

ウ 認知症予防教室

「認知症になっても暮らしやすいまち」をめざし、認知症についての正しい知識を学ぶことを目的に実施します。

○ 平成26年度実績

実施日	実施内容 (テーマ)	参加人数
10月 2日	歯科衛生士講話「認知症と歯周病」	10人
10月 9日	薬剤師講話「認知症と薬」	12人
10月16日	愛知健康づくりリーダー指導「体を動かして認知症予防」	10人
10月23日	管理栄養士講話「栄養と認知症予防」	10人

- ② 認知症介護者との座談会
認知症高齢者の介護者に対し、認知症について知識を深めるために開催します。
○平成26年度実施分

実施日	出席者数
10月30日	8人

- ③ 友愛訪問事業
ボランティア団体（はぐるまの会）が、ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者がいる家庭を毎月訪問し、心の交流、日常生活の相談、安否確認を行います。

○ 過去3年間の活動状況

（被訪問者数及び訪問活動者数は翌年度名簿による）

年 度	被訪問者数	年間延訪問回数	訪問活動者数
平成 24 年度	196人	3,468回	97人
平成 25 年度	197人	3,881回	105人
平成 26 年度	198人	2,203回	104人

- ④ ミニデイサービス事業
ひとり暮らしで家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、地域のボランティア団体が公民館等で介護予防の健康体操、ゲーム、手遊び等各種サービスを提供します。

○ 過去3年間の実施状況

年 度	実施地区数	延参加高齢者数
平成 24 年度	39カ所	5,807人
平成 25 年度	42カ所	6,346人
平成 26 年度	46カ所	7,709人

（２） 包括的支援・任意事業

- ① 地域包括支援センター運営事業
地域包括支援センターでは、保健師1名、看護師1名、主任介護支援専門員2名、社会福祉士2名により、介護サービスのケアプランの作成、高齢者やその家族からの相談、高齢者の虐待防止及び権利擁護などを行ないます。
- ② 家族介護支援事業
要介護4・5の市民税非課税世帯の介護者に対して介護用品の支給を行います。

7 在宅福祉事業

（１） 生活支援ホームヘルパー派遣事業

介護保険の要介護認定を受けて非該当となった方の中で、日常生活を営むのに支障のある、低所得のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の虚弱の方に、調理・買い物などの家事や生活に関する相談などの生活支援としてホームヘルパーを派遣します。

平成 24 年度から平成 26 年度の利用希望者はありません。

(2) 生活支援デイサービス事業

介護保険の要介護認定を受けて非該当となった方の中で、日常生活を営むのに支障のある虚弱の方が、市が委託した介護保険施設のデイサービスセンターに通所して、入浴・給食・生活指導・送迎などのサービスを受けることで要介護状態への進行防止を図ります。

- 平成26年度対象施設
寿楽荘・しんしろ福祉会館・麗楽荘・西部福祉会館・くるみ荘・虹の郷

- 平成26年度利用状況

年 度	延利用者	延日数
平成 24 年度	50 人	174 日
平成 25 年度	19 人	81 日
平成 26 年度	12 人	50 日

8 高齢者ふれあい相談センター

要介護状態となる可能性が高い高齢者、またはその家族に対して、在宅介護に関する総合的な相談に応じたり、代理申請などの支援業務を市内 6ヶ所のセンターで行っています。介護保険事業における包括支援センター窓口として機能しています。

(1) 施設の概要

センター名	所在地	担当地区
寿楽荘	新城市一畝田字清水野 12 番地 3	八名中学校区
しんしろ福祉会館	新城市字東沖野 20 番地 12	新城中学校区
麗楽荘	新城市矢部字上ノ川 1 番地 4	東郷中学校区
西部福祉会館	新城市野田字上市場 26 番地 2	千郷中学校区
くるみ荘	新城市玖老勢字クルミ沢 1 番地 2	鳳来中学校区
虹の郷	新城市作手高里字縄手上 22 番地	作手中学校区

- 平成26年度利用状況

年 度	年間相談実人数	年間相談延件数
平成 26 年度	3,339 人	5,758 件

9 保 険 料

(1) 65歳以上の方(第1号被保険者)

全員の方に保険料を納めていただきます。

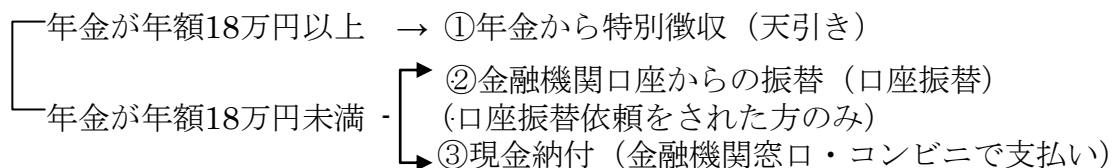
この保険料は、新城市で平成27年度から平成29年度までの3年間に利用が見込まれる介護サービス及び介護予防事業に要する費用を推計し、そのうち介護サービスは概ね21%分を高齢者全員で分担するように設定してあります。(保険料に過不足ができた場合には、介護給付費準備基金の積立てまたは取崩しを行い、調整することとしています。)

市では、3年間の高齢者人口推計と所得段階別人数推計をもとに11段階の保険料を定め、65歳以上の方は所得などに応じて11段階のいずれかの保険料を納めることとなります。

納付方法は、下記の①～③のいずれかになります。

※介護給付費準備基金

第1号被保険者の保険料が介護サービス給付費支払に充てられ、この結果余剰金が生じた場合に一時この基金に積み立てます。



※年金が年額18万円以上でも、次の場合に当てはまる方は②・③になります。

- ・年度途中で65歳に到達した方
 - ・年度途中で他の市町村から転入された方
 - ・年度途中で年金の受取を開始した方
 - ・年度途中で所得申告修正等により保険料段階が変わった方
 - ・その他(年金担保貸付金返済中・年金支払調整・支給停止)
- 翌年4月以降①に切替

○ 新都市の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料額
基準額 年額59,400円 (1か月あたり4,950円)

保険料段階	対 象 者	保険料率	27年度の 保険料額
第1段階	・世帯全員が市民税非課税でかつ老齢福祉年金の受給者と生活保護受給者等 ・市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.45	26,730円
第2段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.65	38,610円
第3段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	基準額 × 0.75	44,550円
第4段階	市民税世帯課税、本人市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.90	53,460円
第5段階	市民税世帯課税、本人市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額 × 1.0	59,400円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	71,280円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 × 1.30	77,220円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 × 1.50	89,100円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.70	100,980円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	基準額 × 1.80	106,920円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が750万円以上の方	基準額 × 1.90	112,860円

○ 第1号被保険者保険料の減免

次のような状況の場合は、保険料の減免を申請することができます。

- ① 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- ② 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- ③ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- ④ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したとき。
- ⑤ 第2段階の所得区分のうち、下記の要件に該当するとき
 - ア 前年の世帯収入金額が生活保護の基準以下である。
 - イ 保険料の賦課期日の属する年度分の、市民税を課される者の扶養を受けていない。
 - ウ 社会保険の被扶養者でない。
 - エ すべての世帯員が所有している自己居住用の土地・家屋以外の固定資産を活用しても、なお保険料の納付が困難である。
 - オ すべての世帯員の預貯金、手持金等の合計が、生活保護の基準(1ヶ月分)の12倍を超えない。

(2) 40歳から65歳未満の方(第2号被保険者)

医療保険分と介護保険分を合算して社会保険料として納めることとなります。介護保険分の保険料は、第1号被保険者と違い医療保険分の保険料と同じ方法で算定されます。

- ・ 社会保険の方 = 給料に応じて保険料額が決まります。
給料から社会保険料として天引きになります。
(各医療保険のそれぞれの算定方法で、個人ごとに決められます。)
- ・ 市国保の方 = 所得、資産などに応じて保険料額が決まります。
口座振替や現金納付で納めていただきます。

(参 考) 指定居宅介護支援事業所等一覧

これらの事業所は、県の指定を受け、要介護認定等の申請の代行と介護(介護予防)サービス計画(ケアプラン)の作成を行います。

サービス計画作成を依頼する事業所は、本人又は家族が選択することができます。地域包括支援センターは要支援の認定を受けた方について担当します。

※ 新城市内の事業所は次のとおりです。

指 定 事 業 所 名	所 在 地	☎・FAX
しんしろ福祉会館居宅介護支援事業所	〒441-1363 新城市字東沖野20番地12	0536-23-5618 0536-23-5046
麗楽荘居宅介護支援事業所	〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地4	0536-22-4111 0536-22-4112
寿楽荘居宅介護支援事業所	〒441-1338 新城市一畝田字清水野12番地3	0536-26-0050 0536-26-0631
アイ居宅介護支援事業部 (今泉病院内)	〒441-1376 新城市字宮ノ前24番地3	0536-22-1150 0536-23-5428
こすもす居宅介護支援事業所	〒441-1355 新城市上平井380番地	0536-23-1880 0536-23-2402
ミズホ居宅介護支援事業所	〒441-1363 新城市字東沖野37番地4	0536-23-8138 0536-23-8138
サマリヤの丘居宅介護支援事業所	〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地3	0536-24-1165 0536-24-1166
コープあいち福祉サービス・新城	〒441-1367 新城市字西新町12番地1	0536-24-1811 0536-24-1855
新城・豊川介護支援センター	〒441-1378 新城市字宮ノ後55番地2	0536-23-6581 0536-23-6582
ほうらい居宅介護支援事業所	〒441-1945 新城市玖老勢字クルミ沢1番地2	0536-35-0694 0536-35-0695
医療法人静巖堂医院居宅介護支援事業所	〒441-1946 新城市副川字大貝津13番地	0536-35-0022 0536-35-0286
愛知東農業協同組合居宅介護支援事業所	〒441-1634 新城市長篠字日焼7番地1	0536-32-1905 0536-32-1940
虹の郷居宅介護支援事業所	〒441-1423 新城市作手高里字縄手上22番地	0536-38-1481 0536-37-6033
星野病院居宅介護支援事業所	〒441-1615 新城市大野字上野70番地3	0536-32-1515 0536-32-1516
ろくじゅ介護支援センター新城	〒441-1332 新城市黒田字萩野69番地	0536-24-8160 0536-24-8161
さくらしんしろケアプランセンター	〒441-1367 新城市字札木32番地10	0536-24-9288 0536-24-9289
新城市地域包括支援センター (しんしろ福祉会館内)	〒441-1363 新城市字東沖野20番地12	0536-23-6810 0536-23-5046

社会福祉法人新城市社会福祉協議会

新城市社会福祉協議会は、民間社会福祉活動の中核的役割を担うものとして市民参加のもとに地域福祉推進のための諸活動を積極的に行っています。

(1) 施設の概要

施設名	所在地	☎・FAX
しんしろ福祉会館 (事務局)	新城市字東沖野 20 番地 12	23-5618 23-5046
作手センター	新城市作手高里字縄手上 22 番地 作手高齢者生活福祉センター(虹の郷)	38-1481 37-6033

(2) ホームページ <http://www.shinshiroshakyo.or.jp>

(3) 電子メール fukushi@shinshiroshakyo.or.jp

1 社会福祉振興事業

社会福祉に対する相互扶助精神の高揚を図るため、広報による啓発を行っています。また、各種の福祉推進団体の育成強化に努め、活動の円滑化を図っています。

2 援護事業

- (1) 低所得世帯に対する一時援護
- (2) 行路病者及び旅費欠乏者に対する一時援護
- (3) 災害(火災)に対する一時援護
- (4) 保護家庭及び準要保護家庭の児童・生徒に対する修学旅行費等の助成

3 児童福祉事業 (平成 26 年度実績)

- (1) 児童遊園地維持管理助成 13ヶ所
- (2) 子ども会連絡協議会、母の会活動(子ども園 18 件)、おおぞら園に助成
- (3) 子育て支援団体助成 10 団体
- (4) 児童館、小中学校、子ども園へ福祉関係図書寄贈

4 老人福祉事業

各地区で開催される敬老会に対して助成を行っています。

○平成 26 年度実績 80 歳以上 5,512 人

また、老人クラブ連合会や地域の高齢者を対象に行われる「ふれあい会」などに対して助成を行っています。

5 母子・父子福祉事業

母子寡婦福祉会の活動に対する助成を行っています。

6 障害児者福祉事業

- (1) 「身体障害者福祉協会」、「手をつなぐ育成会」に対する助成
- (2) 身体障害者用各種器具の紹介
- (3) 手をつなぐ育成会卒業児童生徒に対する祝品の贈呈 (平成 26 年度実績)

小学生	中学生	養護学校高等部	合計
2 人	1 人	3 人	6 人

7 歳末たすけあい事業

- (1) 赤い羽根共同募金（歳末たすけあい募金）を活用して歳末訪問を行っています。
（平成 26 年度実績）

区分	生活保護世帯	高齢者世帯	要介護等高齢者	ひとり暮らし 高齢者
対象者	92 世帯	196 世帯	48 人	722 人

- (2) クリスマス会など年末年始活動を行う福祉団体や子ども会などに対し助成を行っています。

8 福祉団体育成事業

福祉事業を推進する各種の団体に対し、助成・援護を行い、活動の推進を図っています。

9 相談事業

- (1) 「心配ごと相談」を行い、市民が抱えるさまざまな悩みごとの相談に応じました。
（平成 26 年度）

区分	新城地区	鳳来地区	作手地区
曜日	第 1 木曜	第 3 水曜	第 2 月曜
時間	午後 1 時～午後 4 時	午後 1 時～午後 4 時	午後 1 時～午後 4 時
場所	しんしろ福祉会館	新城市開発センター	作手センター

- (2) 弁護士による「無料法律相談」を開設しています。（平成 26 年度）

開催日	毎月 第 2・4 水曜
時間	午後 1 時～午後 4 時
場所	しんしろ福祉会館

10 共同募金運動の推進

市民の方々を始め、学校・職場・法人・団体等の協力を得て、共同募金運動を積極的に推進しています。

○募金実績 （平成 26 年度実績）

一般募金	歳末募金	合計
7,620,934 円	1,565,000 円	9,185,934 円

11 社会福祉協議会会員の募集

市民の方々や各種団体、事業所などから広く会員を募集し、その会費を財源として各種の事業を実施しています。

○会員会費状況 （平成 26 年度実績）

一般会員	特別会員	法人会員	施設団体会員	会員計	会費総額
10,493 人	144 人	311 法人	29 団体	10,977	7,318,300 円

12 ボランティアセンター活動事業

(1) 登録事業

ボランティアセンター登録数 34 団体

(2) 養成研修事業

各種ボランティア養成講習会をボランティアグループ等の協力を得て開催しました。
(点訳講習会・手話講習会・要約筆記講習会・音声訳講習会・防災ボランティアコーディネーター養成講座・傾聴ボランティア養成講座・レクリエーションボランティア養成講座)

(3) 活動推進事業

ボランティア実践団体に活動費を助成しました。

(4) 福祉教育事業助成事業

市内の学校の福祉教育活動に助成しました。 計 15 校

新城小、舟着小、東郷西小、鳳来寺小、東陽小、鳳来東小、鳳来西小、連谷小、鳳来中部小、黄柳川小、新城小、千郷中、東郷中、鳳来中、作手中

13 地域福祉活動推進事業

(1) 紙おむつ宅配サービス事業

介護保険法の要介護 4～5 認定者（市重度要介護認定者家族介護用品給付対象者を除く）または重度障害者に紙おむつ（パンツ型、フラット型、リハビリパンツ、パッド、長時間パッドのいずれかを選択指定）を年 4 回宅配しています。

(平成 26 年度実績)

地 区		新城地区	鳳来地区	作手地区	合 計
利用者数	要介護 4・5	73 人	26 人	6 人	105 人
	重度障害者	12 人	1 人	0 人	13 人
合 計		85 人	27 人	6 人	118 人

(2) 居住提供事業

65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び夫婦で、自宅で生活することが不安な方への居住提供をしています。 (平成 26 年度実績)

実施施設	入居者実人数	延べ入居者数
作手センター	6 人	893 人

(3) 外出支援事業

作手地区において外出困難な高齢者及び障害者の日常的な自立生活である通院や買い物等の外出を支援します。 (平成 26 年度実績)

実施施設	買い物	通院 作手地区内	通院 作手地区外	合計
作手センター	13 件	254 件	92 件	359 件

(4) ふれあいゆめひろば

作手地区において高齢者を対象にスポーツ、工作、旅行などを実施。

(平成 26 年度実績)

内 容	ミニデイサービス	グラウンドゴルフ大会	日帰り旅行
開催回数	48 回	1 回	1 回
参加人数	439 人	50 人	37 人

(5) ミニデイサービス事業

鳳来地区において、ミニデイサービス事業を実施しました。
(平成 26 年度実績)

地 区	回 数	参加人数
海老須山	1ヶ所 12回	114人

(6) ふれあいサロン活動

高齢者、障害者、子育て中の親子等に対して気軽に集える場づくりの活動に助成しました。 9団体 (平成 26 年度実績)

(7) 車両貸出事業

地域福祉の増進を目的に、地域の交流活動や買い物支援などのために運転手付きで車両を貸し出します。 (平成 26 年度実績)

区 分	マイクロバス	ワゴン車
利用回数	13回	18回
延べ利用人数	296人	114人
総走行距離	1,382 k m	2,187 k m

14 ひとり暮らし高齢者安否確認事業

ひとり暮らし高齢者の安否確認のため 75 歳以上の方を対象に週 3 本の乳酸飲料を週 1 回から 3 回に分けて配付します。 (平成 26 年度実績)

地 区	新城地区	鳳来地区	作手地区	合 計
利用者数	228人	165人	22人	415人

15 資金の貸付事業

(1) 生活福祉資金

低所得世帯等を対象に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金等は無利子または低利子で貸付を行い、自立更生のための指導援助を行っています。 (平成 26 年度実績)

地 区	新城地区	鳳来地区	作手地区	合 計
件 数	20件	9件	0件	29件

(2) 暮らし資金貸付事業

緊急一時的に必要な資金を無利子で貸し付ける制度です。

(平成 26 年度実績)

地 区	新城地区	鳳来地区	作手地区	合 計
件 数	7件	1件	0件	8件

(3) 生活資金一時貸付

景気低迷による派遣社員の契約切りや失業等で生活維持が困難になった方々の緊急支援として行っています。 (平成 26 年度実績)

地 区	新城地区	鳳来地区	作手地区	合 計
件 数	25件	4件	0件	29件

16 居宅介護等事業

(1) 居宅介護等事業

ア 介護保険による訪問介護事業

介護保険の訪問介護計画に基づき、訪問介護サービスを提供します。

(平成 26 年度実績)

区分／実施施設	しんしろ福祉会館	作手センター	合 計
利用者数	81 人	26 人	107 人
延べ訪問回数	6,853 回	1,890 回	8,743 回

イ 生活支援ホームヘルプサービス事業

市からの受託に基づき、介護保険対象外の要援護高齢者にホームヘルプサービスを提供します。

○平成 26 年度利用実績 0 件

(2) 障害者等ホームヘルプサービス事業

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを提供します。

(平成 26 年度実績)

区分／実施施設	しんしろ福祉会館	作手センター	合 計
利用者数	22 人	2 人	24 人
延べ訪問回数	3,204 回	26 回	3,230 回

17 相談支援事業

(1) 障害者総合支援法等による指定相談支援

計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援を行い、サービス等利用計画を作成します。

(2) 地域生活支援事業による相談支援

市からの受託に基づき、障害者福祉サービスの利用援助等、社会生活を高める支援を行います。

○延べ相談支援件数 1,407 件

18 移動支援事業

障害者総合支援法（地域生活支援事業）による移動の支援を提供します。

(平成 26 年度実績)

区分／実施施設	しんしろ福祉会館	作手センター	合 計
利用者数	2 人	0 人	2 人
延べ訪問回数	32 回	0 回	32 回

19 老人デイサービスセンター事業

(1) 介護保険による通所介護事業

介護保険の通所介護計画に基づき、送迎、入浴、食事、日常動作訓練、生活指導、健康チェック等のサービスを提供します。(平成26年度実績)

区分／実施施設	しんしろ 福祉会館	西部福祉会館	作手センター	合 計
年間開所日数	255 日	193 日	255 日	703 日
利用者数	80 人	44 人	86 人	210 人
延べ通所人数	5,174 人	2,582 人	5,144 人	12,900 人

(2) 生活支援デイサービス事業

市からの受託に基づき介護保険対象外の要援護高齢者に対し通所サービスを提供します。○平成26年度利用実績 0 件

20 老人介護支援センター事業

(1) 老人介護支援センター事業

介護保険による居宅介護支援事業所との連携により、高齢者の在宅介護、要介護認定申請等保健福祉の相談及び調整を行い、要援護高齢者及び家族の福祉向上を図ります。(平成26年度実績)

区分／実施施設	しんしろ 福祉会館	西部福祉会館	作手センター	合 計
介護予防プラン 作成数	53 件	23 件	20 件	96 件
実態把握件数	888 件	606 件	667 件	2,161 件

(2) 居宅介護支援事業

介護保険の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスの給付管理を行います。また、市からの受託に基づいて要介護認定申請者の認定調査を行います。(平成26年度実績)

区分／実施施設		しんしろ 福祉会館	作手センター	合 計
利用者数	予 防	3 人	24 人	27 人
	介 護	93 人	68 人	161 人
延べプラン 作成数	予 防	35 件	305 件	340 件
	介 護	1,151 件	841 件	1,992 件
延べ認定調査数		104 人	71 人	175 人

21 老人短期入所事業

作手センター（虹の郷）にて宿泊しながら、排泄、食事、入浴介助等日常生活や機能訓練を行います。(平成26年度実績)

実施施設	利用者数	延べ利用者数
作手センター	23 人	2,074 人

22 日常生活自立支援事業

愛知県社会福祉協議会からの受託により、東三河山間部 4 市町村の基幹的社会福祉協議会として判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用援助を行います。

(1) 相談受付件数 (平成 26 年度実績)

区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者等	合計
件数	127 件	490 件	211 件	828 件

(2) 現在の援助者数 (平成 26 年度実績)

区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者等	合計
人数	6 人	25 人	7 人	38 人
生活保護(再掲)	2 人	5 人	1 人	8 人

23 成年後見支援センター事業

新城市からの受託により成年後見制度を必要とする方が、確実に支援に結びつくよう、制度の普及・啓発を行います。また、家庭裁判所の審判に基づき、法人後見業務を行います。

(1) 相談受付件数 (平成 26 年度実績)

区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	要介護高齢者	健常者	その他	合計
件数	164 件	24 件	58 件	54 件	3 件	5 件	308 件

(2) 法人後見受任件数 (平成 27 年 3 月末現在)

区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	合計
件数	2 件	0 件	2 件	4 件

(3) 広報啓発活動

地域、団体活動、会議・研修会等に参加して、成年後見制度について説明を行います。 ○平成 26 年度実績 2 団体 130 名

24 新城市くらし・しごとサポートセンター

生活困窮者自立支援制度の開始に伴い、市から委託を受け運営する生活全般の困りごとを包括的・一元的に対応する相談窓口です。(17 ページ参照)

- (1) 自立相談支援事業
- (2) 家計相談支援事業
- (3) 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業

25 地域包括支援センター事業

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的として、市からの受託により運営しています。

(1) 事業内容

- ア 介護予防事業のケアマネジメントを行います。
- イ 介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行います。
- ウ 高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業を行います。
- エ 支援困難なケースへの対応等、ケアマネジャーへの支援を行います。

(2) 介護予防事業

ア 介護予防教室（市長寿課と共同開催） (平成 26 年度実績)

講座内容	講師	参加人数	開催場所
認知症予防教室・座談会	福祉村病院医師	8 人	新城文化会館

- イ 二次予防高齢者の把握
転倒予防教室に参加し、二次予防高齢者の把握と二次予防高齢者への予防プランの作成を行います。
- ウ 情報交換や交流の支援
認知症介護者座談会、介護者の集いを定期開催し、介護者の情報交換や交流を支援します。

(3) 総合相談支援・権利擁護事業・ケアマネジャーへの支援

ア 個別支援 (平成 26 年度実績)

内容	総合相談	高齢者虐待	成年後見制度	困難事例	消費者被害への対応	合計
延べ件数	1,072 件	15 件	16 件	360 件	6 件	1,469 件

イ 講座 (平成 26 年度実績)

内容	講師	参加人数	対象
介護予防講座	包括職員	122 人	ミニデイ参加者等
認知症サポーター養成講座	長寿課・包括職員	9 人	コープカレッジ介護入門講座参加者

- ウ 介護サービス事業者打ち合わせ会を隔月開催し、ケアマネジャーや介護サービス事業所との情報交換・研修会を行います。
- エ 地区民生委員協議会に参加し、地域の情報を共有し、見守りネットワーク推進を行います。
- オ 地域の関係機関へ見守りネットワークの協力依頼を行います。

(4) 新予防給付のマネジメント事業 (平成 26 年度実績)

区分/担当	包括	委託	合計
介護予防ケアプラン 請求延件数	4,738 件	1,410 件	6,148 件

